

設置の趣旨等を記載した書類目次

①	設置の趣旨及び必要性	3
1.	大阪成蹊学園の沿革と大阪成蹊大学の教育理念	3
2.	看護学部設置の趣旨及び必要性	5
3.	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシー	11
4.	人材養成の特色	16
5.	研究対象とする中心的学問分野	18
②	学部、学科等の特色	18
③	学部、学科等の名称及び学位の名称	19
④	教育課程の編成の考え方及び特色	20
1.	教育課程編成の考え方	20
2.	教育課程編成の内容及び特色	20
⑤	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	25
1.	教育方法	25
2.	履修指導方法	30
3.	教育課程	32
4.	卒業認定・学位授与の方針	35
⑥	実習の具体的計画	37
1.	実習計画の概要	37
2.	実習指導体制と方法	42
3.	大学と実習施設との連携体制と方法	44
4.	単位認定等評価方法	45
5.	教育課程と指定規則の対比表	45
6.	実習先確保の状況	45
7.	実習先との契約内容	46
8.	実習水準の確保の方策	46
9.	実習先との連携体制	48
10.	実習前の準備状況等（感染予防対策・保険等の加入状況）	50
11.	事前・事後における指導計画	51
12.	教員の配置並びに巡回指導体制	53
13.	成績評価体制及び単位認定方法	53
⑦	取得可能な資格	54
1.	看護学部での取得可能な資格	54
⑧	入学者選抜の概要	55
1.	アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）	55
2.	受け入れ方策（入学試験の概要（案））	56
3.	入学者選抜試験実施体制	58

4. 入学試験区分別の募集定員	58
5. 入学前教育の導入	59
⑨ 教職員組織の編成の考え方及び特色	59
1. 基本的な考え方と特色	59
2. 専任教員の職位及び年齢構成等	60
3. 研究体制	60
⑩施設、設備等の整備計画	61
1. 校地、運動場の整備計画	61
2. 校舎等施設の整備計画	61
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	62
⑪ 管理運営	64
1. 大学評議会	64
2. 教授会	65
3. その他の委員会等	65
⑫自己点検・評価	65
1. 大阪成蹊大学自己点検評価委員会	65
2. 大阪成蹊大学運営諮問会議	66
⑬ 情報の公表	66
1. 大学の教育研究上の目的に関する事	67
2. 教育研究上の基本組織に関する事	67
3. 教員組織、教員の数並びに各教員の有する学位及び業績に関する事	67
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は 修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	67
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	68
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	68
7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	68
8. 授業料、入学料その他、大学が徴収する費用に関する事	68
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	68
10. その他	69
⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	69
1. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に実施に関する計画	69
2. 大学職員に必要な知識・技能の修得と、必要な能力及び資質を向上させる研修等	70
⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	70
1. 教育課程内の取組み	70
2. 教育課程外の取組み	70
3. 適切な体制の整備	70

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

1. 大阪成蹊学園の沿革と大阪成蹊大学の教育理念

(1) 学校法人大阪成蹊学園の沿革

学校法人大阪成蹊学園は昭和 8 年大阪府下吹田観音寺において、「女子にも教育を」との時代の要請に応え、「桃李不言下自成蹊」を建学の理念として、「高等成蹊女学校」を創設したことに始まる。昭和 23 年には新学制に対応し「大阪成蹊女子高等学校」として出発し、現在の礎を築いた。その後、女子教育の高度化と実践力の必要性等、社会の要請に応えるため「大阪成蹊女子短期大学」を設立した。その後「大阪成蹊女子短期大学」は平成 15 年に男女共学に転換し「大阪成蹊短期大学」に名称変更し、現在に至っている。この間、短期大学及び女子高等学校は、約 9.5 万人の卒業生を社会に送り出してきた。

平成 15(2003)年 4 月には、4 年制大学開設に対する社会的ニーズの高まりに応え、大阪成蹊大学を開設、大阪市東淀川区相川の地に現代経営情報学部を、京都府長岡京市に芸術学部を開設した。現代経営情報学部はグローバル化、情報化の進展が目覚ましい現代社会において地域社会や地域産業に寄与出来る人材の育成を目指し、また芸術学部は目まぐるしく変化する社会構造の中で、芸術文化の振興により社会の活性化を図り、社会と人間生活に豊かさをもたらすため、芸術文化の新たな価値を見出し発信することが出来る人材を育成することを目指し設置した。

また平成 15(2003)年 4 月には滋賀県大津市北比良に、スポーツ、健康の面から現代社会が抱えている諸問題を提起し解決する事を目指し「びわこ成蹊スポーツ大学」を開設した。平成 23(2011)年 4 月には、現代経営情報学部現代経営情報学科の学部学科名称変更を行い「マネジメント学部マネジメント学科」とし、同時に「芸術学部」を大阪市東淀川区相川の地に移転した。「マネジメント学部」は令和 2(2020)年 4 月に、「経営学部」に名称変更を行った。さらに平成 26(2014)年 4 月には新たに「教育学部」を開設し、経営・芸術・教育の領域を持つ大学として、建学の精神である「桃李不言下自成蹊」を具現化する事ができる人材の育成を目指し、教育事業を展開している。

さらに令和 4(2022)年 4 月には、「経営学部国際観光ビジネス学科」を「国際観光学部国際観光学科」に改組し、ポストコロナを担う観光人材の育成を目指す新たな領域の展開を計画している。

現在、大阪成蹊学園は「大阪成蹊大学大学院」「大阪成蹊大学」「びわこ成蹊スポーツ大学」「大阪成蹊短期大学」「大阪成蹊女子高等学校」「こみち幼稚園」と大学院 1，大学 2，短期大学 1，高等学校 1，幼稚園 1 を経営しており、多様な学びを社会に提供するとともに、社会の要請に応え有能な人材を輩出している。

(2) 大阪成蹊大学の教育理念

大阪成蹊大学の教育理念は、建学の精神「桃李不言下自成蹊」を体現する「人間力」のある人材の養成である。社会の情勢が急速に変化し、また未曾有の技術革新に突入する現代では、これまでにはない様々な価値の変化に直面する。こうした時代のなかで「人間力」を備えた人材の重要性はますます高まり、多様な人々との関係性の中で新たな価値を創造し、社会の発展に貢献できる人材の育成が急務である。本学では、理事長・総長を議長とする「教学改革会議」のもと、才気溢れる若手教員と豊富な教育研究実績を持つ中堅・ベテラン教員、事務職員による 19 の教学改革プロジェクトチームを編成して、「入学者選抜」「教育課程」「卒業研究」「シラバス」「授業方法」「成績評価方法」「各種アンケート調査」「グローバル教育」「正課外教育」などに関する様々な改革を立案し、実行してきた（資料 1）。いずれのプロジェクトも、学生が能動的に、主体性を持って、他者と協働しながら学びを深めていき、「人間力」を身につけるために必要な改革を志向するものである。例えば、シラバスは、学生が履修の前に読む際に、当該授業の目的や到達目標、各回の授業内容、授業方法の特性等を具体的にイメージでき、授業の前後でどのような学修をどの程度する必要があるかを理解できるものとなるように、様式や項目、記載方法から第三者によるチェック体制までを一新した。またカリキュラムは、学生の「人間力」を育み、ディプロマ・ポリシーを達成する上で必要な体系性を持ち、一層効果的なものとなるように全ての開講科目を精査・精選して、授業内容や教員配置等を見直している。

本学では、平成 28（2016）年度に 3 つのポリシーを見直すにあたり、「人間力」を備えた人材とは、「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を備えた人材であると定義して、大学のディプロマ・ポリシーを策定し、それを具現化するための各学部のポリシーを策定した。以降こうした人材の育成を目的として、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー の改訂を行っている。いずれのポリシーにあっても建学の精神を体現する人材育成を念頭において、使命・目的及び教育目的を反映し、カリキュラムの改正や入試方法の変更につなげた。

こうした教学の改革の結果、各アセスメントテストやアンケート等では、学生の成長や変化が明らかとなっている。本学では、学生のジェネリックスキルを測定する目的で入学時と 3 年次後期に「PROG テスト」を実施している。平成 30 年度入学生の 2 回のテスト結果の比較は、リテラシー総合（情報収集力、情報分析力、課題発見力、構想力）、コンピテンシー総合（対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力）の全ての指標で能力の伸長が確認されており、全学的に推進する教育のもと学生の人間力が身につけていることがわかる（資料 2）。また、全授業で半期ごとに「授業評価アンケート」を実施して、分析結果を全学で共有するとともに、各教員が「授業実施報告書・授業改善計画書」を提出することとして、授業改善の PDCA を徹底している。直近 3 カ年の授業評価アンケート結果（前期）の推移は別添資料のとおりである（資料 3）。いずれの項目の平均スコアも高い水準にあるが、授業満足度を示すものとして本学が特に重視する「全体として、この授業

を受けて満足した」という設問への回答の平均スコアは令和3(2021)年度には5段階評価で4.20pt(5pt満点)となっており、授業への満足度は極めて高いことがわかる。さらに、平成30年度卒業生より実施している卒業時のアンケート調査の結果の推移は別添資料のとおりである。特に成長実感度や入学満足度は非常に高い水準にあり、近年の教学の質保証の取組みの大きな成果と捉えている(資料4)。

今後も各改革をより実践のレベルに浸透させて実施を徹底していくとともに、当初の改革目的を達成できているか、学生がどのように変化してきたか、学生の自身の成長に対する実感や授業に対する満足度がどのように変化したか等を更に可視化し、客観的な指標をもって検証し、学修者本位の教育を実現していくことで、より多くの志願者の集まる大学をめざしていく。

こうした安定的な経営基盤と全学的な教学ガバナンス体制を基礎として、令和5年度には更に教育研究環境の充実を図る。現キャンパスの徒歩圏内に新たに約10,000㎡の土地を確保し、約9,500㎡の8階建校舎を建設する。阪急電鉄京都線で大阪梅田駅から14分の相川駅から徒歩2分の好立地にあり、JR京都線吹田駅や大阪メトロ今里筋線井高野駅からスクールバスで10分以内に近辺に到着することができ、大阪府、京都府、兵庫県からの交通の便が至便である。昨今、あらゆる領域における情報化の進展や、少子高齢化や感染症の拡大などに伴って、極めて高くなる社会・地域の人材需要に応えるものとして、データサイエンス学部、看護学部を開設する。

2. 看護学部設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨及び必要性

近年、わが国において、医学の進歩や生活環境の改善により平均寿命が延び急激な高齢化が進んでいる。総務省統計局の「人口推計—2021年(令和3)年7月報—」を見ると、令和3(2021)年7月1日現在、わが国の総人口は12,536万人となっており、65歳以上の高齢者は3,635万人、全人口の29%を占め約3.5人に一人が高齢者である。

また75歳以上の後期高齢者も1,871万人、全人口の14.9%を占めており、今後さらに高齢化が進み全人口に占める高齢者の割合が増加し、いわゆる超高齢化社会の到来が目前に迫っている(資料5)。このような、わが国における急激な高齢化社会の進展とこれに伴う医療構造の変化により、国民の健康に関する関心が高まってきた。これを10年前の平成23(2013)年度の調査と比較してみると、この年の総人口は約12,780万人、65歳以上の人口は約2,975万人となっており、総人口が244万人減少しているにも関わらず65歳以上の人口は660万人も増加している。また総人口に占める65歳以上の割合は23.3%となっており、2021(令和3)年に比べ5.7%増加し、わが国の人口の動向は明らかに超高齢化社会に向かっていることが分かる(資料6)。

このような背景のもと、わが国においても、近年、医学の進歩、高度化が進み、加えて生活環境の改善や国民の安全、安心な生活と命、健康を守る社会保障制度や医療制度の

確立により平均寿命が延び、急速な高齢化が進んでいる。さらに核家族化や地域の変化、高齢化社会の到来に伴う社会保障のあり方、国民の健康を守るための保健医療制度の改革等が、社会保障制度改革の下で税制改革と一体化で進められている。

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康への関心が高まり、平成 14 (2002) 年 8 月に国民保健の向上を図る目的で「健康増進法」が交付され、翌年 5 月に施行された (資料 7)。この法律は、高齢化社会に対応した国民の健康増進に係る基本的な方針を定め、国民保健の向上を図る目的で制定されたものである。「健康増進法」第 3 条に明記のように、国及び地方公共団体等の責務として、都道府県等において地域の特性を勘案した健康増進に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図ること等が義務付けられた (資料 8)。大阪府においても、「健康増進法」に基づき平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 6 年間の計画期間とする「第 3 次大阪府健康増進計画」が策定され、「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～」を目指して計画が進められている (資料 9)。なかでも、「平均寿命・健康寿命」とも全国を下回り、不健康期間の短縮が求められている現状から、主要死因の 5 割を超える、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病等の発症と重症化を予防する取り組みが必要とされている。また、大阪府は「医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)」に基づく医療計画として、2018 年度から 2023 年度に渡る「第 7 次大阪府医療計画」を策定しており、5 疾病 (がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患) 4 事業 (救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療) 及び在宅医療を中心に医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する府の施策の方向性を明らかにしている。この計画の「第 8 章保健医療従事者の確保と質の向上」においては、保健医療現場は、様々な職種が連携を図りながら業務に従事しており、医療提供体制の充実を図るには、地域医療構想の実現と併せ、質の高い人材の養成に向けた教育の確保が必要であるとし、量のみではなく質の高い保健医療従事者確保の必要性を現状課題として提示している (資料 10)。

このような社会情勢のなか、公益社団法人日本看護協会は、世界に例のない超高齢多死社会を迎え、その後も少子高齢化が進展すると推計されるわが国における「2025 年に向けた保健・医療・福祉の課題」を示した。注視すべきは、第一に、生活習慣病であるがん、心臓病、脳血管疾患等の慢性疾患や認知症を抱える高齢者の増加と、医療や介護の需要が増す事による社会保障給付費の増大とともに、増大するニーズに対応する人材確保が重要な課題とした点である。第二に、複数の疾病や障がいを抱える高齢者の複雑化し長期化する健康問題がある。これらの人々の健康問題には、生物学的要因のみならず、自然環境要因、社会的要因、経済的要因が影響しており、さまざまな社会問題や健康問題が影響しているため、個人・家族の支援だけでなく、社会としての対応が求められる課題でもある。また、疾病や障がいがあっても、その人らしい自立した生活を送り、最後まで尊厳をもって人生を全うすることが重要である。医学に基づく治療に加えて、健康意識、ライフスタイルや生活環境全般が

関連する疾病の発生要因構造を見定めた上で、生活を総合的に支援することが必要となるとの問題提起を行っている（資料 11）。

一方、国は 2025 年度までに、少子超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するために、医療・介護の分野において高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目なく提供するため、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図り、各地域において「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」が地域で包括的に確保される体制の構築を目指している。このような生活を重視する保健・医療・福祉制度への転換に伴い、地域包括ケアシステムのそれぞれの場において看護の質を保証することは、ますます重要となってきている。このため看護の質的向上を図る施策や看護人材の確保、育成とともに、看護補助者、介護職員や医療多職種との役割分担等人材の有効活用が求められる（資料 12）。このような状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年以降は国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが予測されるため、厚生労働省は令和 7（2025）年を目途に地域の実情に合った包括的な支援・サービス体制の構築を推進している。

大阪府においても、国の施策に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けて「地域包括支援センター」を府内 277 ヶ所に設置（令和 3 年 8 月 13 日現在）し、公正・中立な立場から（1）総合相談支援（2）虐待の早期発見・防止などの権利擁護（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援（4）介護予防ケアマネジメントという 4 つの機能を担う地域の中核機関として設置し、地域包括支援の推進を図っている（資料 13）。

すでに述べたように、わが国は諸外国に比べ過去に例を見ない速さで高齢化が進行している。このような状況下、「医療介護総合確保推進法（平成 26 年 6 月 25 日交付）」の導入による地域における医療及び介護の効率的かつ質の高い医療体制の実現と地域包括ケアシステムの構築を通じた、地域における医療及び介護の総合的な確保が進められている。このように地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律や地域包括ケアシステムの導入をはじめ地域医療体制実現のための様々な施策により、わが国における医療体制は今までに大きく変貌しつつある。医療従事者とりわけ看護職種においては、従来の病院等における看護業務に加え、訪問看護ステーション等による地域・在宅医療への参加や介護職や他の医療職種と協力して行う包括ケア等、多職種との連携・推進が求められるなど看護職の活動範囲は広がるとともに、併せて質と量の両面に渡る充実が求められている。

わが国における 18 歳人口の推移を見ると、平成 29（2017）年度に 120 万人であった 18 歳人口が、2040 年には 88 万人と大幅に減少すると推計されている。これを踏まえ大学進学者数を予測すると、平成 29（2017）年度に 63 万人とピークであった大学進学者数も、令和 22（2040）年には 51 万人まで減少する。一方、18 歳人口の大学への進路選択は、18 歳人口の減少にも関わらず平成 12（2000）年以降、安定して 60 万人台を保持している。これは平成 5（1993）年以降の短期大学の入学者数の減少傾向に見られるように、高校生の 4 年制大学志向と女子高校生の進学率の上昇等が主な要因と思われる。（資料 14）。

大阪府における 18 歳人口の推移を見てみると、平成 29（2017）年度 85,687 人であった 18 歳人口は令和 22（2040）年には 58,280 人、約 32%の減少が予測されている。

一方、大学進学率がこの間 4.2%上昇したにも関わらず、平成 29（2017）年度 47,347 人であった大学進学者数は、令和 22（2040）年には 34,683 人、約 27%減少となっている。

このように大阪府においても 18 歳人口の減少に伴い、大幅な大学進学者数の減少が想定されている（資料 15）。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成 30 年中教審 答申）」における「3. 2040 年を見据えた高等教育と社会の関係」において、大学はわが国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会経済システムを提案、成果を社会に還元する等、高等教育と社会の関係を「研究力の強化と社会の関係」「産業界との協力・連携」とともに「地域への貢献」として、人口減少化が進む地域において、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」実現のため公共機関、教育機関とともに医療機関の提供が必要である旨の提言がなされている。これらは、産官学連携等により地域の教育・医療インフラ等高等教育機関が果たす役割は重要であるとしている（資料 16）。「地域との連携」の中核をなす「地域包括ケアシステム」の導入に伴い、地域の教育・医療インフラを支える役割を担う高等教育機関にとって、これらを支える医療人材の養成は、早急に行うべき責務である。

令和 2（2021）年 5 月 1 日現在、「文部科学省指定(認定)医療関係技術者養成学校一覧」において看護系学部学科を持つ 4 年制大学は、国公立大学 92 校、私立大学 197 校、計 289 校、入学定員は国公立大学 6,965 名、私立大学 17,923 名、計 24,888 名であり、私立大学が約 72%を占めている（資料 17）。また近畿 2 府 5 県において看護系学部学科を持つ 4 年制大学は、大阪府 13 校、兵庫県 12 校、京都府 7 校、奈良 3 校、三重県 2 校、滋賀、和歌山県各 1 校の計 39 校となっており、入学定員は 3,434 人、1 大学当たりの入学定員は 88 人となっている。（資料 18）。

一方、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7（2025）年には医療需要がピークを迎え、188 万～202 万人の看護師が必要になるといわれている。これは、先に述べた看護職種のワークライフバランスが今より充実するという前提でのシミュレーションではあるが、最大 202 万人の需要が見込まれている。とりわけ、地域包括ケアシステムの導入に伴い、「病院」から「在宅医療」へと医療の方針転換により、病院・診療所に必要な看護師数は現状維持で推移するものの、増加する患者の受け皿となる在宅医療については、これを支える訪問看護師の需要が今後伸び続け、令和 7（2025）年には平成 28（2016）年の 4.7 万人に比べ 2.5 倍の 12 万～13 万人が必要になると予測されている（資料 19）。このことは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の一翼を担う訪問看護事業所のうち訪問看護ステーション数の推移を見ると、近年飛躍的に増加しており平成 23（2011）年度 5,884 ケ所であった訪問看護ステーション数は、令和 2（2020）年度には 11,145 ケ所と 2 倍近くに増加している（資料 20）。

以上の通り、わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化、国民の健康への関心の高まり、それに伴う国、都道府県等の健康増進に対する様々な施策等社会情勢の変化等により、今後看護師、保健師等看護職者の必要性が一層高まるものと想定され、このような社会的要請に応えることが本学の使命と考える。

(2) 看護職者養成の必要性

前項の状況を踏まえ、「本学看護学部看護学科（仮称）」では、建学の精神を基盤とし看護学の科学的知識および基本的な専門知識と技術を培い、地域の多様な健康課題について考え、自律して看護を実践することができるとともに、高度化する医療と求められる質に応じた看護支援を採求できる能力を涵養し、看護学の発展に寄与できる看護職者の養成を目指す。さらに、変化する社会が要請する包括的なケアの推進と多職種連携の必要性を理解し、地域社会に貢献するリーダーとして、「①3.（1）ディプロマ・ポリシー」に基づき、本学「看護学部看護学科（仮称）」が求める能力を身につけた看護職者を育成する。

ア、看護師養成の必要性

いわゆる「2025年問題」の課題の一つは、医療従事者の不足である。厚生労働省の「第11回看護職員需要分科会」から、令和7（2025）年の看護職員の需給推計結果が報告された。これによると令和7（2025）年の需要推計は188～202万人、供給推計は175万人～182万人程度と見込まれ、6万人～27万人が不足する結果となった。この数値には、都道府県算出のデータに含まれているワークライフバランスの充実を前提として算出したもので、いくつかの項目、例えば超過勤務時間や有給休暇の取得条件等を設定してシミュレーションしたものである（資料21）。また都道府県別にみると、東京都及び埼玉・千葉・神奈川県などの関東圏および大阪府、京都府及び滋賀・兵庫・奈良県で看護職員が不足し、佐賀・宮崎・熊本・鹿児島県等で、需要を供給が上回る見通しとなっている。なかでも、大阪府の看護師不足は深刻である（資料22）。

このような状況に対し、大阪府は「大阪府における看護職員の確保について（医対第2231号 令和3年12月14日）」において、今後の急速な高齢化の進展、在宅医療の需要増加など、地域医療構想、介護保険事業計画等を踏まえ、令和7年には約9,000人の看護職員が不足すると見込んでいるとの見通しのもと、大阪府としてナースセンターを活用した就業支援、セカンドキャリア支援や専任教員養成講習会の開催など看護職員の養成・確保に取り組んでいるとしている。一方、今後病院以外にも社会福祉施設、学校など多様な場所での活躍が期待されていることから、看護職員の需要は益々高まることが想定されるとの見通しを持っており、「質の高い看護職員を安定的に養成・確保するためにも教育環境の整備・拡充は重要なものと考えている」との見解を示している（資料23）。このような状況を踏まえ、本学は計画中の「看護学部看護学科（仮称）」の人材需要の見通しについての検証を行うため、第三者機関（株式会社高等教育総合研究所）に依頼し、本学「看護学部看護学科（仮称）」

卒業生の就業先と予測される近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の病院405箇所、大阪市内の訪問看護ステーション80箇所、介護老人保健施設85箇所、特別養護老人ホーム164箇所、地域包括支援センター277箇所、また近畿2府4県の地方自治体（県庁・支庁・町村役場等）203箇所等、計1,214箇所に「設置構想についての人材需要アンケート調査」を実施した。調査結果の詳細・分析については、「学生の確保の見通し等を記載した書類（2）人材需要の動向等社会の要請 ②社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠」に詳細を記載した通りであるが、回答を頂いた1,214箇所の医療・介護関連施設・府县市町村のうち、175箇所（14.4%）が「ぜひ採用したい」「採用を検討したい」と回答し、採用可能と思われる人数（回収件数に採用可能人数を乗じたもの）については、看護師316人、保健師84人であった。この数値は、看護師については本学が構想している「看護学部看護学科（仮称）」の入学定員の約4倍、保健師については計画人数10名程度の8倍以上の数値であった。さらに「ぜひ採用したい」のみに限定しても、看護師で150人、保健師26人となっており、看護師・保健師の採用については、本学看護学部の卒業生に対して、高い人材需要が見込まれることが明確になった（資料24）。

イ、保健師養成の必要性

超高齢者社会を迎えたわが国において、高血圧や糖尿病の生活習慣病等の予防を図ることは、健康寿命を延ばし国民医療費の軽減を図るうえで重要なことである。保健師は生活習慣改善と受療勧奨を促す保健指導の専門家である。この度、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正（通知）」（令和4年2月1日厚生労働省健康局長）において、各自治体への保健所の体制強化の一つに感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化として、感染症等の健康危機への対応する保健師等の専門技術職員の継続的な確保を求めている（資料25-1）。また、これに加え地域包括ケアシステムの導入に伴い、住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう支援する保健師の役割は、今以上に重要となってくる。生活習慣病予防のための保健指導に加え、地域包括ケアシステムの中核を担う人材として、保健師の業務範囲が行政機関だけではなく、企業や健診センター、地域包括支援センターや高齢者施設等での幅広い活躍の場が見込まれる。

大阪府の人口10万人当たりの保健師数は、25.9人となっており、全国平均41.9人と比べても少なく、近隣の滋賀県50.6人、京都府45.8人、兵庫県32.1人、奈良県41.0人よりも少ない。大阪府における就業保健師数は、地域包括ケアシステム導入に伴う高齢化社会の多様なニーズに対応するには必ずしも充分とは思われない。これらの観点からも、今後全国平均を下回る大阪府をはじめ近畿各府県において、保健師の需要が増加するものと想定される（資料25-2）。

ウ、養護教諭(一種)養成の必要性

養護教諭は、いわゆる「保健室の先生」として保健室の管理運営を担当し、学校内での怪我の救急処置や児童・生徒の保健指導、健康相談など教育現場で児童の心身の問題や健康問題等に対応し、この解決に向け保健医療福祉等の関係機関と連携し、支援する必要があるため、医療職種である看護師・保健師の資格を持つ養護教諭がおかれている。

また、不登校傾向にある児童生徒への対応、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒への配慮と対応、教室での不満や友達とのトラブルに対する訴えや様々な不安への相談等、養護教諭の専門性を発揮しなければならない仕事が多岐に渡って存在する。特別支援教育は基本的には特別支援教育コーディネーターが行うが、養護教諭が兼務している学校が多いのが現状である。また特別支援教育コーディネーターが養護教諭でない場合においても、コーディネーターをサポートする存在として重要な役目を担うことになる。特別支援教育は、障がいのある子ども・医療的ケア児に対し多様な学びの場において、少人数の学級を編成し特別な教育課程等による適切な指導及び支援を実施しており、障がいの種別や程度に応じて「特別支援学校」、小・中学校の「特別支援学級」や「通級による指導」に分かれて教育が行われている。なお、今後も特別支援学校や特別支援学級等の規模の拡大や役割が拡大するとの想定に関しては「特別支援学校に在籍する医療ケアが必要な幼児児童生徒等の推移」(文部科学省：平成30年度公立学校等における医療的ケアに移管する調査について)において、平成21(2009)年と平成30(2018)年を比較してみると、幼児児童生徒数は平成21(2009)年6,981人、平成30(2018)年8,567人、1,586人(約23%)の増、看護師数は平成21(2009)年3,520人、平成30(2018)年4,366人、846人(約24%)の増と増加基調で推移している(資料26-1)。また、令和2(2020)年の時点では、「特別支援学校」には全国で約144,800人が在籍している。また小・中学校等の「特別支援学級」は約302,500人、「通級による指導」は約134,200人が対象となっている。在籍者数を10年前の平成22(2010)年度と比較してみると、「特別支援学校」は約1.2倍、小・中学校等の「特別支援学級」は2.1倍、「通級による指導」は2.5倍となっており、いずれも大きく増加している。このような状況を鑑みるに、学校は子供たちにとって日常の生活の場であり、今後も特別支援学校や小・中学校等の「特別支援学級」や「通級による指導」において規模や役割の拡大が想定され、その充実のため特別支援学校等で子供たちに寄り添う養護教諭の資格を持つ看護師・保健師の需要が増加すると想定される(資料26-2)。

3. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシー

人生100年時代、人々は多様な生き方と様々な健康課題を抱え、超高齢化社会における人口構成や疾病構造の変化に伴い、生活と療養の場の多様化がみられる。要介護や認知症に悩む人とその家族が急増する2025年問題を目前に、社会における地域包括ケアシステムの構築や多職種連携の場で求められる看護職者の役割は極めて大きい。また、近年の感染症問題への対応も含め疾病や障がいを抱えて暮らす人々を支える看護職者の活躍の場はますます

す拡大している。

本学は、建学の精神の「桃李不言下自成蹊」に基づき、豊かな人間性を育み「人間力」を備えた人材の養成を教育目的とし、これを「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕(ちゅうじょ)の心」を備えた人材であるとしている。これを本学のディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)と定め、このような能力をつけた学生に対し、社会で活躍できる「人間力」を備えたものとみなし、卒業を認定し学位を授与している(資料27-1)。また、この方針に基づき各学部においてもカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を定めるとともに、系統的な教育課程を編成し教育内容・教育方法の充実を図るとともに学習成果についても客観的に評価できるようにしている。また、アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)に関しては、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に基づく教育内容等を踏まえ、学力の3要素である「①知識・技能」「②思考力・判断力・表現力等の能力」「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に加え、本学が定義する「人間力」を備えた人に成長しようとする意欲を多面的・総合的に評価するための適切な方法を検討し導入する。このため「人間力」を備えた人間として成長するために、入学前に必要と考えられる基本的な能力や、入学後求められる能力を多様な方法で評価できる入学者選抜方法を検討し、「入学者選抜の概要」として提示した。

上記記載のとおり、本学における「人間力」を備えた人材の養成を教育の基盤として、本学「看護学部看護学科(仮称)」では、看護の実践に必要な倫理観を持ち看護に関する基礎的知識と能力を培う。さらに、看護および介護支援を必要とする高齢者や認知症を持つ人、医療的ケアの必要な小児など地域で暮らす人々の多様な健康課題と高度医療に対応する看護を理解する。さらに多様に変化する現代社会が要請する人々への支援と地域包括ケアシステムや多職種連携の必要性の理解と実践の現場での経験を踏まえ改善する能力を涵養し、地域社会に貢献できる看護職者の育成を目指している。

この実現を目指し、「看護学部看護学科(仮称)」は本学の建学の精神や教育理念に基づき「養成する人材像」を定め、この実現のため(1)ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)、(2)カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)及び(3)アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)を定めた(資料27-2)。本学の建学の精神や社会の要請、また看護職者として身に着ける資質や能力を明確にする計画(Plan)のもと、入学者選抜、教育課程、学位の授与方針等を具体化し、3つのポリシーに基づいた「入学者の選抜」、「体系的・組織的な教育課程」を編成し実施する。また「卒業認定や学位授与の方針」に基づき実施(Do)するとともに、「自己点検・評価」を踏まえ、常に3つのポリシーに照らした取り組みに対する評価(Check)を行い、本学及び「看護学部看護学科(仮称)」の大学、学部教育の改善・改革を実施(Action)し、不断の教学改革及び運営を行う。具体的には、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえた入学者受け入れ方針の検討、それに基づく入学者選抜の在り方をより適切なものに改善するべく取り組みを、

PDCA サイクルの流れのなかで実践し、教育改革に取り組むこととしている。具体的には「①設置の趣旨 1.(2)大阪成蹊大学の教育理念」で記載のとおり、本学では学部ごとに毎年「PROGテスト」や「授業評価アンケート」による授業満足度調査を実施し、「教学改革会議」において、これらの結果を踏まえ、授業改善や体系的で組織的な教育活動を展開することを旨とし、学生の能動的・主体的な学修を促す取り組みを進めるとともに、学習成果の可視化やPDCAサイクルによる教育内容・教育方法の確立に取り組むこととしている。以上の状況を踏まえ、本学「看護学部看護学科(仮称)」は、以下の3つのポリシーを作成した。3つのポリシーと教育課程の相関関係については、「看護学部看護学科(仮称)教育課程概念図」記載の通りである(資料27-2)。

3つのポリシーと教育課程の相関関係および3つのポリシーの各項目の対応関係、さらにカリキュラム・ポリシーと各授業科目の関係については、「看護学部看護学科(仮称)教育課程概念図」記載の通りである(資料27-2)。

また、大学と看護学部看護学科(仮称)の各ポリシーの関連に基づいた、看護学部看護学科(仮称)のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、およびアカデミック・ポリシーの対応している項目とその整合性等具体的な対応関係を検証するため看護学部看護学科(仮称)における「カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、およびアドミッション・ポリシーとの相関関係図」(資料27-3)により明示した。

3つのポリシーの各項目の対応については下表のとおりである。

アドミッション・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
ア、看護学を学ぶために必要な基礎学力を身に付け、論理的に考え他者に伝えることのできる人。	ア、「読む、考える、書く、聴く、発言する」能力を修得するとともに、幅広い教養、専門知識と高い倫理観を涵養するために、大学共通科目、専門科目(基礎分野)及び専門科目(専門分野)を全学年にわたり、バランスよく配置する。	ア、人の立場に立って考え行動する高い倫理観と共感性を備え、看護学の科学的知識と実践能力を持ち、自律して看護を実践し看護学の発展に寄与することができる。
イ、看護学と看護実践能力を学ぶ主体性を持ち、多様な人々と協働して学び続けようとする意欲を持つ人。	イ、課題に対する探求する力を養うとともに、各領域の看護技術や知識の修得を図り、併せてコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養う。	イ、人間を全人的に理解し、科学的思考に基づき多様な健康レベルにある人々の健康問題を解決する判断力を有し、看護職を目指す者として使命感を持ち役割を果たすことができる。

<p>ウ、自身と他者を大切に思い、地域で生活する様々な世代の人々の生活と健康について関心を持ち、看護の知識と技術を学ぶことができる人。</p>	<p>ウ、地域の特徴とそこに居住する様々な世代の人々の生活と地域包括ケアシステムを理解し、臨床や在宅、生活の場における健康課題と予防的視点を含む看護支援について探求する。</p>	<p>ウ、地域の特徴や地域で生活する様々な世代の人々の健康課題を理解し、また他の医療専門職者と協働して健康課題を持つ人々への看護支援ができる。</p>
---	---	---

(1)ディプロマ・ポリシー

「看護学部看護学科（仮称）」では、建学の精神を基盤とし看護学の科学的知識および基本的、専門的な知識と技術・態度を培い、地域の多様な健康課題について考え、自律して看護を実践することができる。また高度化する医療と求められる質に応じた看護支援を探求できる能力を涵養し、看護学の発展に寄与できるとともに、変化する現代社会が要請する包括的なケアの推進と多職種連携の必要性を理解し、地域社会に貢献することが出来るリーダーとしての看護職者を育成する。

以下の「看護学部看護学科（仮称）」のディプロマ・ポリシーに基づく能力を身につけ、「大学学則」に基づく授業科目および単位数の修得等の規定要件を満たした学生に対しては卒業を認定し、学士（看護学）を授与する。

- ア、人の立場に立って考え行動する高い倫理観と共感性を備え、看護学の科学的知識と実践能力を持ち、自律して看護を実践し看護学の発展に寄与することができる**
- イ、人間を全人的に理解し、科学的思考に基づき多様な健康レベルにある人々の健康問題を解決する判断力を有し、看護職を目指す者として使命感を持ち役割を果たすことができる**
- ウ、地域の特徴や地域で生活する様々な世代の人々の健康課題を理解し、また他の医療専門職者と協働して健康課題を持つ人々への看護支援ができる**

なお、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーにより編成された教育課程における各授業科目との対応は、別添資料の通りである（資料 27-2）。

(2)カリキュラム・ポリシー

建学の精神である「桃李不言下自成蹊」に基づいた豊かな人間性の育成を基盤とする。その上で、看護の実践に必要な基礎的能力を持ち自立して看護実践を行い、地域で生活する様々な世代の人々の健康課題を理解することができる。また、変化する社会が要請する地域包括ケアシステムと多職種連携の必要性を探究し、地域社会に貢献できる

看護職者を輩出するというディプロマ・ポリシーを達成するために、以下のような特色を持ったカリキュラム編成をしている。なお、看護師教育課程の内容は、保健師教育課程の基盤となる。また、4年間という教育期間を有効に活用し、看護職者としての高度な知識や技術、態度のみではなく、看護を取り巻く状況が日々変化するなかで社会のニーズに応えるため、専門教育以外に学びの基礎である「成蹊基礎演習」で「読む、考える、書く、聴く、発言する」能力を修得するとともに「外国語」、「人間と智」、「国際社会と日本」、「科学と環境」等の人文・社会・自然の各分野に渡る幅広い教養科目を配置し、現代社会における多様な価値観を理解するとともに、広い視野と思考力を養い人間性の向上に寄与することを目指し、充実した教養教育を行うこととしている。このため「看護学部看護学科（仮称）」のカリキュラム・ポリシーは以下の通りと定めた。

- ア、「読む、考える、書く、聴く、発言する」能力を修得するとともに、幅広い教養、専門知識と高い倫理観を涵養するために、大学共通科目、専門科目（基礎分野）及び専門科目（専門分野）を全学年にわたり、バランスよく配置する。**
- イ、課題に対する探求力を養うとともに、各領域の看護技術や知識の修得を図り、併せてコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養う。**
- ウ、地域の特徴とそこに居住する様々な世代の人々の生活と地域包括ケアシステムを理解し、臨床や在宅、生活の場における健康課題と予防的視点を含む看護支援について探求する。**

なお、カリキュラム・ポリシーの各項目と教育課程における各授業科目との対応は、別添資料の通りである（資料 27-2）。

「看護学部看護学科（仮称）」の教育課程の編成は、学生の発達段階と学習段階に対応して、看護学の基盤となる科学的思考、人間と社会を理解するため医学の基礎及び教養科目を配置する。そのうえで、看護学を学ぶための基本的な知識となる「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の区分に配置した専門基礎科目を学修する。専門科目では、「基礎看護学」から看護の各専門領域および「統合と実践」まで、看護職者としての基本的な専門知識を学修し、併せて看護技術を修得する。学修は「講義」「演習」「実習」で構成され、「講義室」、「実習室」の他にも地域や臨床施設等の多様な場で、アクティブラーニング手法を基に、グループワーク等を用いて知識の理解と活用を促し、課題を探究すると同時に課題をもとにした意見を伝えるためのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養う。また授業ごとにディプロマ・ポリシーと関連づけた到達目標及び筆記試験等の成績評価方法をシラバスに明記し学習成果を評価する。また、ディプロマ・ポリシー記載の地域の人々の生活を理解し他の医療専門職と共に看護支援を行うために、「地域健康探索論Ⅰ」「地域健康探索論Ⅱ」「地域健康探索論演習」を踏まえ臨地での実習を行う。長寿社会において求められる「地域包括ケアシステム」と「多職種連携」の必要性を理解するとともに、看護職者の役割について探求し続け

る能力を養成する。

(3) アドミッション・ポリシー

本学の建学の精神である「桃李不言下自成蹊」に基づいた豊かな人間性を育むとともに、看護の実践に必要な基礎的知識と能力を持ち、地域で生活する人々の健康を考え、地域包括ケアシステムと多職種連携を理解し地域社会に貢献できる看護職人材の育成を目指している。

本学「看護学部看護学科（仮称）」では、豊かな人間性を涵養し、看護学と実践に関心を持って学び続ける以下の資質をそろえた人材を積極的に受け入れる。そのために、多様の入試選抜方式を用意し公正かつ厳正な選考を行う。本学部のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

ア、看護学を学ぶために必要な基礎学力を身に着け、論理的に考え他者に伝えることのできる人

イ、看護学と看護実践能力を学ぶ主体性を持ち、多様な人々と協働して学び続けようとする意欲を持つ人

ウ、自身と他者を大切に思い、地域で生活する様々な世代の人々の生活と健康について関心を持ち、看護の知識と技術を学ぶことができる人

具体的には、一定程度の論理的思考力と看護学を学び続ける意欲を持ち、その基盤となる「国語」「英語」、看護を学ぶために必要な「生物」「化学」「数学」等の学習を積んでいることが望ましい。入学者の選抜は、学力審査、面接、小論文、高等学校調査書等、大学入学共通テストの結果等をそれぞれの入試種別に応じて組み合わせ、必要な資質の有無について評価する。

4. 人材養成の特色

本学では、建学の精神である「桃李不言下自成蹊」の人間観に基づき豊かな人間性を涵養してきた。これらの実績を基に、看護学部ではアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下に示す人材育成の方針に基づき看護職者を養成する。

(1) 看護職者としての人材養成

「看護学部看護学科（仮称）」では、前述のディプロマ・ポリシーを踏まえ、「看護の実践に必要な基礎的・専門的知識と技術や態度を理解し、自律して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を採求できる人材、さらに今後、変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者の養成」を目指す。学生が地域で生活する様々な世代の人々の生活と健康に関心を持

ち、健康課題を理解するための看護学の科学的知識と実践能力を培う学習環境を整える。その科目群は、大学共通科目の「学びの基礎」「外国語」「人間と智」「国際社会と日本」「科学と環境」「健康とスポーツ」「AI・データリテラシー」と、専門科目（基礎分野）の3区分「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」、専門科目（専門分野）9区分では看護学専門領域を学修するための「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「公衆衛生看護学」、「看護の統合と実践」を設ける。

(2) 現代社会で求められる医療人材としての看護職者の養成

わが国では、超高齢社会を迎えた日本における人口構成の変化とともに疾病構造が変化し、疾病を持つ人々の生活スタイルも多様化し、療養の場は在宅へシフトしている。様々な健康課題を持つ人々の多様な生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築が進められている。大阪府でも、第7次大阪府医療計画（2018-2023年度）に地域包括ケアシステムを支える医療の充実をポイントの一つに挙げて、府民が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて介護等と連携した切れ目のない医療体制の充実を目指している。

地域包括ケアシステムにおける多職種連携の場で求められる看護職者の役割は大きく、近年続く災害時と新たな感染症への対応も含めて、障害や疾病を抱えて地域で暮らす人々の生活を支える看護職者の役割は、病院、訪問看護ステーション、介護保険施設、行政等と、様々な現場でますます拡大している。大阪成蹊大学看護学部看護学科では、人間性を涵養するとともに、看護の実践に必要な基礎的知識と能力を持ち、地域で生活する人々の健康を考え地域社会に貢献できる看護職者を育てることを目指している。

(3) 看護職者として「社会人基礎力」の養成

本学では、建学の精神に基づき、豊かな人間性を育むことを学びの基盤としている。経済産業省（2006年）が「社会人基礎力」を社会人になるために必要な能力とし「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」と定義しており、本学の建学の精神に基づいた本学「看護学部看護学科（仮称）」の教育課程、とりわけ大学共通科目にはコミュニケーションの基礎能力の育成や人間理解を促す科目を配置し、「社会人基礎力」養成に対応する教育課程を編成している。

一方、看護職者としての社会人基礎力は、「看護学部看護学科（仮称）」における高い倫理観と共感性を持ち、看護職者として地域社会に貢献するための土台となる対人コミュニケーション能力を涵養していくことにある。本学「看護学部看護学科（仮

称)」では、社会人基礎力を養成する教育を取り入れ、地域で生活する多様な人々の生活と健康について考え、地域包括ケアシステムの一員として多職種や地域住民と連携し支援する能力を育成する。

5. 研究対象とする中心的学問分野

本学「看護学部看護学科（仮称）」では、看護の実践に必要な基礎的知識と技術を理解し、自律して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を採求できる人材の育成を目指している。さらに、今後変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者を育てることを目指している。

「看護学」が研究の対象とする中心的学問分野であり、看護学に関する幅広い研究に加えて、今後国民の健康に資するための専門的研究を行う。領域別科目では、疾病を持つ様々な健康レベルの人に応じた看護実践能力を修得する。専門分野科目の「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「地域・在宅看護学」「精神看護学」「母性看護学」「小児看護学」「公衆衛生看護学」、また1年次より履修した諸科目での学びを統合的に深めるための統合科目（看護の統合と実践）に、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「地域健康探索論Ⅰ」「地域健康探索論Ⅱ」「地域健康探索論演習」や「地域健康探索展開論（選択科目）」「看護の統合と実践実習」「多職種連携チームケア論」「地域包括ケア論」等を配置し、地域における人々の多様な生活と環境および健康課題と看護職の役割について考察し研究する。その学びを、多職種連携の必要性と看護職の役割および地域包括ケアシステムの構築への理解を深めていく。

② 学部、学科等の特色

1. 看護学部看護学科の特色

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」が提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に提示された7つの機能を踏まえ「③幅広い職業人養成」「⑤特定の専門分野（芸術、体育等）の教育・研究」及び「⑦社会貢献機能（地域貢献、産官学連携、国際交流等）」に比重を置いた教育研究を実践してきた。また「①設置の趣旨及び必要性（2）大阪成蹊大学の教育理念」で述べたように、本学は建学の理念を踏まえ「社会情勢が急速に変化し、また未曾有の技術革新に突入する現代では、これまでにない様々な価値の変化に直面する。こうした時代の中で「人間力」を備えた人材の重要性はますます高まり、多様な人々との関係の中で新たな価値を創造し、社会の発展に貢献できる人材の育成」が急務であるとし、学生が能動的に、主体性を持って他者と協議しながら学びを深め、「人間力」を身につけるために必要な教育改革を進めてきた。看護学部設置に際しても、本学の教育改革の土台の上に、「① 4. 人材養成の特色」記載の通り、「看護の実践に必要な基礎的・専門的知識と技術や態度を理解し、自律

して看護実践を行うことができるとともに、生活する人々の多様な健康課題を理解し、高度な医療に必要な技術と支援を採求できる人材、さらに今後、変化する社会が要請する人々への支援と包括ケアシステムや多職種連携の必要性を考え、地域社会に貢献できる看護職者の養成」を目指す。この実現のため、本学が構想する「看護学部看護学科（仮称）」教育の特色は、ディプロマ・ポリシーに基づく能力を身につけ、養成する人材像で明示した「実践に必要な基礎的・専門的な知識・技術や態度を持ち、自律して看護を実践し看護学の発展に寄与し、かつ地域の様々な健康課題を持つ人の健康支援に関心を持ち、地域社会に貢献できる看護職者」の育成であり、その実現のため以下の教育方針に基づき教育課程を展開する。

- (1) **看護職者として求められる基本的な専門的及び科学的知識と、看護実践に必要な基本的技術や態度を育成する教育**
- (2) **科学的思考に基づき多様な健康レベルにある人々の健康問題を解決する判断力を有し、看護職者としての使命感を持ち役割を果たすことができる能力を育成する教育**
- (3) **地域で生活する多様な人々の生活と健康について考え、「地域包括ケアシステム」の一員として医療多職種や地域住民等と連携し支援する能力を育成する教育**
- (4) **高い倫理観と共感性を持ち、看護職者として地域社会に貢献するための土台となる対人コミュニケーション能力と社会人基礎力を養成する教育**

上記のとおり、本学「教看護学部看護学科（仮称）」教育の特色を実現するため、「指定規則」に基づく教育課程を忠実に実践し、看護職者としての専門知識や技術、態度について充実したカリキュラムを提供する。さらに本学「教看護学部看護学科（仮称）」教育の最大の特色でもある、「地域包括ケアシステム」が必要とされる社会的背景と必要性および変遷について学び、地域包括ケアシステムについて学習するとともに、看護職および他の医療職等との関連において、他の医療機関や施設との連携とチームケアの必要性と問題解決のための連携の必要性や方法について学修する。また、地域社会の特徴と地域の人々の健康課題の理解を深めるために、1年次より地域の人々の多様な生活と健康課題とその関連について考え、各領域での臨地実習後の4年次に地域の多様な住民を対象とした健康の予防的視点を含む看護支援について採求する科目を配置した。これらの学習体験を積み重ねて、看護職者として地域で生活する多様な人々の健康を支え、地域社会に貢献できる人材として必要な能力を修得させる。

③ 学部、学科等の名称及び学位の名称

本学部は、人々が健康で安心して生きることができる社会の創造に寄与できる看護職の養成を目的としていることから、学部学科名称を「看護学部看護学科」とし、授与する学位の名称は「学士（看護学）」とする。

英訳については、国際的に使用されている以下の表記とする。

学部の名称	看護学部	Faculty of Nursing Science
学科の名称	看護学科	Department of Nursing Science
学位の名称	学士（看護学）	Bachelor of Nursing Science

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成の考え方

「看護学部看護学科（仮称）」では、大阪成蹊大学の建学の精神である「桃李不言下自成蹊」に基づいて豊かな人間性を涵養するとともに、「看護学部看護学科（仮称）設置の趣旨」に沿って、看護学の科学的知識と実践能力を培い自律して看護を実践し、地域で生活する多様な人々の健康を考え地域社会に貢献し、かつ看護学の発展に寄与できる人材としての看護職者の育成を目指す。

このような人材を育成するために、「看護学部看護学科（仮称）」の教育課程は、「① 3. ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシー (2) カリキュラム・ポリシー」に基づき、本学「看護学部看護学科（仮称）」教育の特色でもある3点の特色を具現化するための教育課程を編成した。

この方針に基づき教育課程を編成し、看護職者として地域で生活する多様な人々の健康を支え、地域社会に貢献できる人材として必要な能力の修得を目指す。

2. 教育課程編成の内容及び特色

超高齢化社会における人口構成と疾病構造の変化に伴って、病院だけでなく在宅などの多様な場で療養する対象者に対応した医療提供体制の整備が必要とされると共に、看護職の就業場所は、医療機関以外の訪問看護ステーションや介護老人保健施設等へと拡大している。こうした動きは、対象者を中心にした適切な保険・医療・福祉システムが連動した地域包括ケアの必要性を浮き彫りにして、地域包括ケアシステムの構築につながった。地域包括ケアシステムにおいて、看護師は、ケア・アマネージャーや介護福祉士等の介護職、薬剤師、理学療法士、作業療法士、行政の福祉職員、NPO や地域住民組織等の多職種と連携した看護支援を求められている。

これらを背景に、「保健師助産師看護師法」の「指定規則」が改正され、看護教育カリキュラムの改変によって専門分野「地域・在宅看護論」に変更された。「地域」が加えられたことによって、地域で暮らす人々（健康な人および療養生活を送る人とその家族）の暮らしと生活環境および保健・福祉・医療制度を理解すると共に、疾病を含む健康との関連性を学修する必要性が重要視されていると考える。

時代が要請する看護師を育成するために、本学「看護学部看護学科（仮称）」では、看護学の科学的知識と実践能力を持ち、高い倫理観と使命感に裏打ちされた看護職者を目指す教育を基盤に、「地域の人々」と「健康」をキーワードに地域で生活する多様な人々の健康課題を学修し、長寿社会に貢献できる人材を育てる。1年生前期「地域健康探索論

I」、1年生後期の「地域健康探索論Ⅱ」では地域で暮らす子供からお年寄りまでの人々の暮らしと環境について考え、「地域健康探索論演習」では、フィールドワークを通して、各世代の生活と健康課題の関係について探求する。さらに、関心のある学生は4年次の選択科目「地域健康探索展開論」で、様々な世代の人々の健康課題と関連する要因や必要とされる支援システム等を共に学修していく。卒業時には、自立して看護を実践し、地域で生活する多様な人々の健康課題を考え、長寿社会に貢献できる看護人材の育成を目指している。以上の背景を踏まえ、本学看護学部の教育課程は、看護学部のカリキュラムはディプロマ・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき体系的に編成されており、大きくは大学共通科目（基礎分野）と専門科目（専門基礎分野、専門分野）からなり、大学共通科目は「人間と生活・社会の理解」および「科学的思考の基盤」等で構成されている。また専門科目は「基礎分野」「専門分野」から成っており、専門科目は看護職者としての基本的な専門知識と技術・態度を修得し、地域に住む多様な人々の健康課題を考え、地域社会に貢献できる科学的知識および実践能力を養うことを目指している。看護学部の教育課程の構成については、カリキュラム・ツリー記載の通りである（資料28）。

以下、科目区分ごとにその概略を説明する。「 」は区分を、『 』は科目名を表す。

(1) 大学共通科目（基礎分野）

大学共通科目は、人間と生活・社会の理解および科学的思考の基盤、健康とスポーツ、AI・データリテラシーに分かれる。コミュニケーションを深めるために「学びの基礎」では『成蹊基礎演習 1, 2』でアカデミックスキルの基礎を学び、「外国語」では『英語基礎Ⅰ』『英語演習Ⅰ』の他に『中国語入門Ⅰ』等の外国語を配置し、幅広く学べる環境を用意した。人間理解を深めるために、「人間と智」では『人間と文学』『人間と哲学』『人間と芸術』等の教養科目を配置し、『現代倫理』『心理学概論』『カウンセリング理論』など人の価値観や信念を理解する基になる科目を配置した。国際社会と文化を学び深めるために「国際社会と日本」では、『日本国憲法』『人権と社会』『現代と社会福祉』等社会の仕組みと社会的背景への理解を深める。科学的探究を目指し科学的思考の基盤を学ぶために「科学と環境」では、『化学』『生物』『生命倫理』『暮らしの科学』等の科目を置き、看護専門科目を学ぶための理解を促し、「AI・データリテラシー」では『統計学基礎』『統計学実践』『情報リテラシー1, 2』等を学ぶ。また、「健康とスポーツ」では『スポーツ演習Ⅰ』で体育実技を含めた学修を行う。

(2) 専門科目（専門基礎分野）

専門科目は基礎分野と専門分野に分かれる。

ア、基礎分野

基礎分野では、看護の対象である人間理解に必要な基本的知識を修得する。「人体の構造と機能」は、人間を理解するために必要な生物学に共通する身体的側面について、『人体の構造と機能Ⅰ』『人体の構造と機能Ⅱ』で体の仕組みと機能を学び、看護実践を展開

する根拠となる知識として統合する。また、『病理学』『生化学』では疾病の原因と成り立ちを理解し、体における病的変化を学ぶとともに、『病原微生物と感染』では感染症の原因となる微生物の特徴を学ぶ。『薬理学』は、薬理作用や有害事象など基本的な薬物に関する知識を学び、薬物管理などの看護職としての社会的責任について1年生で学ぶ。

また、『栄養学』では、人々の抱える栄養問題について考え栄養学の基礎を学び、健康維持や病気の回復過程における看護に必要な基本的な知識を学ぶ。

「疾病の成り立ちと回復の促進」は主要な健康障害や疾病に伴う人間の身体的・精神的反応を理解し、回復を促す看護につなげるための根拠となる知識を学修する。2年次に『疾病治療論Ⅰ』～『疾病治療論Ⅳ』を配置し、看護実践に必要な主要疾患、診断と治療、看護上の留意点について急性期および慢性期疾患、精神疾患、運動器疾患、耳鼻咽喉や眼疾患、生殖器および婦人科疾患、小児の発達と疾患等に分けて学ぶ。また、1年次に『発達心理学』を配置し、人の生涯にわたる発達について心理学的側面を中心に学び理解を深める。「健康支援と社会保障制度」では、人々を取り巻く社会の動向や特性について学び、健康と生活支援に必要な保健・医療・福祉海外や日本を含む社会保障制度、社会資源と地域包括ケアシステム等についての理解を深める。医療や保健に関するデータを理解するための基本的知識を『疫学・保健統計学』において学び、感染症を含む健康課題やあらゆる健康レベルの生活する人々への予防と健康についての施策と支援について『公衆衛生学』で学ぶ。障害や様々な立場にある人々を取り巻く社会福祉制度および保健社会システムについて『社会福祉と社会保障』『保健医療福祉行政論』で学修する。

イ、専門分野

専門分野は領域別科目と統合科目（看護の統合と実践）に区分される。

領域別科目では、疾病を持ち様々な健康レベルの人々を対象とした看護実践の展開を図るために、看護の専門知識と看護技術の基礎専門知識を修得する。科目区分認定は、「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「地域・在宅看護学」「精神看護学」「母性看護学」「小児看護学」「公衆衛生看護学」「看護の統合と実践」がある。「基礎看護学」は、看護の基本となる概念、看護の役割と機能、看護の歴史と今後の看護学の発展、看護実践の基礎となる看護理論とその活用を学び、看護学の探求と看護観を養う。また、看護実践の知識と技術を演習で学び、実習では学修した知識・技術を看護実践の場で展開する。

「成人看護学」は、成人看護学の主要概念、成人期の特徴、取り巻く環境と健康及び疾病との関係を学ぶ。成人看護学における諸理論を学び、健康に障害を持つ成人期の看護の演習、実習では慢性期と周手術期における看護を実践するための基礎的能力を養う。

「老年看護学」は、老年看護の理念と目標を理解し、老年期の特徴と加齢に伴う心身の諸機能の変化と生活への影響を学ぶとともに、対象者の多様な価値観や生活を尊重した看護援助を行うことの重要性を理解する。実習では老年看護を実践するうえで必要となる基本的な能力を養う。多職種連携と地域包括ケアシステムの在り方について学びを深める。

「地域・在宅看護学」は、2020年指定規則の一部修正に伴って求められている地域で

生活する人々とその家族の理解を深めて、地域の多様な場で展開され必要とされる看護の基礎的な理解と技術を獲得する。また、多職種との協働と看護職の役割について理解を深める。

「精神看護学」は、対象となる人を理解し、精神看護学を取り巻く環境や我が国の法制度も併せて学修する。精神看護学に必要な知識と施設内看護の技術と方法、地域で生活する精神看護の対象者の疾病予防と生活支援について学修する。また、実習では、学んだ知識と技術を精神看護実践の場で展開する。

「母性看護学」は、周産期の対象とその家族の生活・健康・安全と、看護の概念について考え、ケアを提供する意味を探究する。周産期の対象の身体的及び心理社会的変化と、取り巻く環境について理解する。演習と実習では妊産褥婦の特徴を理解した看護技術を学び実践する。

「小児看護学」は、小児の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、子供の全体像を捉える。病気・障がいを持つ子どもや家族の特徴と看護の役割を学ぶ。小児とその家族の尊厳および子どもの個性と発達段階に応じた看護援助を行うための方法について学び、実習では安全な看護の実施、ケアの評価を行い、看護実践を展開する。

「公衆衛生看護学」では、疾病予防と健康寿命の延長を目標とし、身体的、精神的、社会的健康の増進を進めるための支援方法について学修する。また、家族や組織、地域など人間集団を対象とした環境整備、疾病の予防、健康の保持増進を図るための施策や制度及びその展開について学ぶ。実習では、保健所・保健センターや学校、産業（会社）における支援を展開する。

「看護の統合と実践」では、1年次より履修した諸科目での学びを統合的に深める。多様な場面における看護を多角的かつ総合的に理解するための科目を配置した。幅広い看護の視点を持ち看護学における自己研鑽の基礎となる看護研究能力を「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」において身につける。加えて特色ある科目として、1年次の「地域健康探索論Ⅰ」「地域健康探索論Ⅱ」「地域健康探索論演習」、4年次に選択科目「地域健康探索展開論」を配置して、地域における人々の多様な生活と環境および健康課題についての理解を深め、看護職の役割について考察する。その学びを、多職種連携の必要性と看護職の役割および地域包括ケアシステムの構築への理解を深めていく。

また、看護に関連する学習内容を統合して、看護実践の基礎となるマネジメントの実際を理解し、地域で生活する住民の健康課題を考えるとともにチーム医療と多職種連携および看護職の役割について考察する。

(3) 専門科目（保健師養成課程科目）

卒業要件に前述したように、保健師国家試験受験資格を得られる科目を配置している。健康増進と疾病予防の概念を学び、地域診断と健康課題について学習を深める。また、個人・家族・集団・組織の支援の必要性と支援技術（家庭訪問、健康教育、保健指

導)、地域診断のための質的および量的なデータの情報を収集し、アセスメント、健康課題の抽出、課題を克服するための保健事業の最適な組み合わせの検討と考察、健康教育の検討や家庭訪問計画の作成などを学修する科目を配置した。さらに実習科目として、大阪府の健康福祉事務所、市町村の保健センターで実習し、現場で行われている健康増進計画の策定、健康診断・健康相談、家庭訪問、健康教育等の保健師の業務内容を学修する。また、学校における児童・生徒の学習環境と健康管理、保健活動の実際や、企業における従業員の労働環境、健康管理、保健活動の実際を学修する。

(4) 養護教諭関連科目 (養護教諭一種教職課程)

養護教諭一種を取得するための84単位について、「看護学部看護学科(仮称)」の看護教育課程科目からの46単位と、本学の大学共通科目および教育学部の教職課程科目の38単位により配当する。教育職員免許法施行規則に定める養護に関する科目の最低修得単位28単位のうち、『衛生学・公衆衛生学(4単位)』は、看護教育課程科目から専門科目(基礎分野)の「公衆衛生学」「疫学・保健統計学」「公衆衛生看護管理論」で学修し、『栄養学』は「栄養学」を履修し栄養問題と対応を学ぶ。『養護概説(2単位)』は養護教諭の法的基盤と役割や支援技術について学ぶ「養護概説」を、『学校保健(2単位)』は学校保健の目的と構造について学ぶ「学校保健」を配置した。『解剖学・生理学(2単位)』は「人体の構造と機能Ⅰ」「人体の構造と機能Ⅱ」にて学修し、『微生物学、免疫学、薬理概論(2単位)』は「病原微生物と感染」にて学ぶ。『看護学(10単位)』は「看護学概論Ⅰ」「看護学概論Ⅱ」「基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅳ」「成人看護学方法論Ⅰ」「小児看護学概論」「小児看護学援助方法論」等で学修する。同施行規則に定める養護に関する科目28単位分に対し、看護教育課程科目の専門科目(基礎分野)からの計39単位の履修となるため、大学が独自に設定する科目の7単位分については、最低修得単位を超えて履修した養護に関する科目とする。

同施行規則に定める養護の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位21単位は、共通開設科目より計29単位開講する。『教育の基礎的理解に関する科目(8単位)』は「教育学概論」「教職論」「教育社会学」「教育心理学」「教育課程論」等を充てて学修する。『道徳、総合的な学習の時間等の内容および生徒指導、教育相談等に関する科目(6単位)』は、「道徳の理論及び指導法」「特別活動の指導法」「教育方法論・ICT活用」「学校教育相談」等を履修し学修する。『教育実践に関する科目(7単位)』は、「養護実習事前事後指導」「養護実習Ⅰ」「養護実習Ⅱ」「教職実践演習(養護教諭)」の実習と演習体験をとおして学修する。

同施行規則第66条の6に定める科目の最低修得単位8単位については、大学共通科目より計9単位を配置する。『日本国憲法(2単位)』は「日本国憲法」を、『体育(2単位)』は「スポーツ演習Ⅰ」「健康科学」、『外国語コミュニケーション(2単位)』は「英語基礎Ⅰ」「英語演習Ⅰ」、『情報機器の操作(2単位)』は「情報リテラシー1」をそれぞれに履修することによって学修する。

(5) 本学における教育課程の特色

前項では、本学「看護学部看護学科（仮称）」が、自立して看護を実践し、地域で生活する多様な人々の健康課題を理解することができ、変化する社会が要請する地域包括ケアシステムと多職種連携の必要性を探究し、地域社会に貢献できる人材を育成するために、学生に修得させるべき能力を養成するカリキュラムについて、科目群ごとに説明してきた。本項では教育課程の特徴について述べる。

「看護学部看護学科（仮称）」では、大阪成蹊大学の教育理念のもと、大学共通科目および専門科目の中で、建学の精神を基盤とした看護学の科学的知識および基本的な専門知識と技術を培う。加えて、カリキュラム・ポリシーに述べた「地域で生活する様々な世代の人々の健康課題を考え地域社会に貢献できる人材」の育成を目指して、以下の科目を設けている。

ア、地域の特徴と地域の人々の健康課題の理解

地域の特徴とそこに居住する様々な世代の人々の健康について理解し、健康課題と予防的視点を含む看護支援について探究する科目を1年次に配置した。文字通り「地域健康探索論Ⅰ」、「地域健康探索論Ⅱ」、「地域健康探索論演習」など地域住民と共に活動し、地域の特徴と様々な世代の人々の生活について1年次に学びを深め理解する。加えて、地域で暮らす人々を取り巻く環境（物理的環境の他に組織、施設、人々の活動など人的活動等）について実際のフィールドワークを展開して理解する。2年次の専門科目、3年次の専門分野の実習履修後に、さらに関心のある者は4年次に選択科目「地域健康探索展開論」を履修し、各ライフサイクルにおける健康課題と要因についてグループワーク、プレゼンテーションにより探究し、世代の異なる地域の人々健康と関連する健康行動や環境的要因について考えを深める。

イ、地域の人々の健康課題に必要な地域包括ケアシステムと多職種連携

「地域包括ケア論」では、地域包括ケアシステムが必要とされる社会的背景と必要性および変遷について学び、長寿社会における地域住民に求められる自助、互助、共助、公助を含む地域包括ケアシステムの概念について学習する。「多職種連携チームケア論」では、変化する保健医療福祉システムとともに、看護職に求められる機能と役割および他の専門職の機能と役割を理解する。看護職および他職種と関連する多機関や他施設との連携とチームケアの必要性と問題解決のための連携の必要性と方法について学修する。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法

(1) 基本方針

「看護学部看護学科（仮称）」では、卒業要件 132 単位のうち 124 単位を必修科目とし、「指定規則」に基づく 102 単位に加えて、「学びの基礎」、「外国語」、「人間と智」、

「国際社会と日本」、「科学と環境」、「健康とスポーツ」および「AI・データリテラシー」に相当する科目を配置した教育課程を展開し、建学の精神に基づいた豊かな人間性と、看護の実践に必要な基礎的知識と能力を持ち、地域で生活する人々の健康を考え地域社会に貢献できる看護職者を養成する。

なお、本学の大学共通科目は、大学独自の区分により構成されたものではあるが、「指定規則」に則り、かつ「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告」や「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」も踏まえた上で、「科学と環境」で科学的思考力を、「学びの基礎」および「外国語」でコミュニケーション能力を高め、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力や、科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。また、「人間と智」および「国際社会と日本」では、人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法、人権意識の普及・高揚等を含むものとなっている。さらに「国際社会と日本」および「AI・データリテラシー」では、国際化へ対応しうる能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。

開講する科目は、「講義」「演習」「実習」で構成され、学生の発達段階と学習段階に対応して、人間や社会を理解するための大学共通科目、看護学の基盤となる科学的思考、看護学を支える専門科目（基礎分野）、看護職者として必要な知識と技術を学ぶ専門科目（専門分野）が体系的かつ適切に配置される。

また、本学では、大学全体の「人間力」教育のあり方に関する議論を深め、建学の精神を体現する「人間力」のある人とはどのような人材かを明確にした上で、大阪成蹊大学における3つのポリシーを抜本的に見直し、大学全体の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる育成する人材像と構成要件を揃えながら、学部個別のディプロマ・ポリシーを策定している。とりわけ、育成する人材像については、曖昧な表現を避け、「～できる」の形で、学位の授与に際して「何ができるようになっているか」を、学生や保護者、広く社会に対して、分かりやすく示すことを徹底した。現在の本学のディプロマ・ポリシーには、4年間の学習で卒業要件単位を取得し、「確かな専門性」

「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」を身につけた学生には、社会で活躍できる「人間力」を備えたものとして学士の学位を授与すると明記している。本学部のディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程）との関係および3つのポリシーの各項目の対応関係、さらにカリキュラム・ポリシーと各授業科目の関係については「看護学部看護学科(仮称)教育課程概念図」記載の通りであり（資料 27-2）、その達成に向けてカリキュラム・ポリシーに則り、教育課程を構築している。なお、大学と看護学部看護学科(仮称)の各ポリシーの関連に基づいた、看護学部看護学科(仮称)のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、およびアカデミック・ポリシーの対応している項目とその整合性等具体的な対応関係を検証するため看護学部看護学科(仮称)における「カリキュラム・ポリ

シーとディプロマ・ポリシー、およびアドミッション・ポリシーとの相関関係図」（資料27-3）により明示した。また、教育課程を構成する各授業科目における学習成果は、シラバスにおいて、「養うべき力と到達目標」に設定して、各授業の成績評価や GPA による可視化を行なう他、卒業論文発表会やその他プレゼンテーション大会等の学習成果を発揮する機会を充実している。大阪成蹊大学のディプロマ・ポリシーは下記の表のとおりである。

大阪成蹊大学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	
<p>概要</p> <p>本学では卒業要件単位の取得を通して、以下に示す「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」を身につけた学生に対し、社会で活躍できる「人間力」を備えたものとみなし、学士の学位を授与します。</p> <p>学士には、幅広い分野・領域で高い専門性を発揮するための確かな知識や技能、実践力が求められます。</p> <p>また、知識や技能だけでなく、社会人として活躍するための、自ら課題を発見し解決していかうとする姿勢や、様々な人と協力して物事に取り組むことのできる素養を必要とします。</p>	
確 か な 専 門 性	<p>確かな専門性</p> <p>Dp1 確かな専門性を磨くための幅広い教養やスキルを身につけている。</p> <p>Dp2 専門に関わる確かな知識・技能、職業理解を身につけている。</p> <p>Dp3 知識・技能を実践の中で応用することができる。</p>
	<p>社会で実践する力</p> <p>Dp4 論理的に考え、課題を明らかにすることができる。（課題発見）</p> <p>Dp5 豊かな発想力によって、未知の課題にも創造的に取り組むことができる。（企画・立案）</p> <p>Dp6 主体性を持ち、積極的に行動することができる。（行動・実践）</p> <p>Dp7 困難な課題にも挑み、最後までやりとげることができる。（完遂）</p>
	<p>協働できる素養</p> <p>Dp8 他者の意見をよく聴き、自己の意図を正確に伝えることができる。</p> <p>Dp9 集団やチームの中で固有の役割を果たすことができる。</p>
	<p>忠恕の心</p> <p>Dp10 常に誠をつくし、ひとの立場に立って、考え行動することができる。</p>
汎 用 的 な 力	



大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げる育成する人材像と構成要件を踏まえながら、「看護学部看護学科（仮称）」のディプロマ・ポリシーを策定。

(2) 授業の方法

講義系科目においては、教員のみが言葉を発す、一方的な授業とならないよう、全授業において、双方向授業を実施する。学生が自分の考えを話す機会、学生同士で意見を交換する機会等を十分に確保し、能動的、主体的な学修を行うことができる授業を徹底し、コミュニケーション能力に加え、問題発見、問題解決能力を身につける。また、実習・演習系科目では、臨地実習をはじめとする学内外での各授業の取組みにおいて、学生同士あるいは学外のコメディカル、ケアマネージャー等多職種の人々と協働しながら、多職種連携や地域包括ケアについて実践的に学び専門性を一層深められるようにする。

(3) 学生数の設定

各授業方法に適した学生数として、講義系科目は1クラス80名を対象として開講する。演習及び臨地実習を除く実習系科目は1クラス40名での開講を原則とし、履修者多数の場合は適宜クラス数増や担当者増して対応する。また、臨地実習については原則6名程度の少人数でグループを編成することによって、個々の学生のニーズ、学修到達度に対応したきめ細かな指導を実施する。なお、1年次においては、建学の精神の中核をなす「人間と生活・社会の理解」、「科学的思考の基盤」および「AI・データリテラシー」等に相当する科目区分において、国際社会と文化の理解、コミュニケーション能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を培う科目を含む33科目58単位を開講する。

その他、1年次において開講される「成蹊基礎演習」では、学部専任教員がクラス担当となり、1クラスあたり原則15名以下の少人数で開講する。また、4年次に開講される「卒業研究Ⅰ」・「卒業研究Ⅱ」は、各専任教員の専門領域及び、学生が選択する研究テーマに応じ受講することとなるため、1ゼミ当たり原則10名以下に調整を行い、少人数での指導を行う。特に、これら少人数の科目においては、学修指導・支援、学生生活指導・支援、キャリア支援等、授業担当教員がアドバイザー教員として日常的な支援を幅広く行う。また、外国語に関する科目は、習熟度等にも配慮しながら約40名程度の少人数でのクラス編成を原則とする。

(4) 配当年次

配当年次は大学共通科目と、専門科目（基礎分野）、専門科目（専門分野）を体系的に学ぶことができるよう、各学年に割り当てている。これらの科目の中で本学部の学生

には必修科目として、1年次の大学共通科目の中でも看護の基盤となる自然科学系科目(化学、生物)、看護職者として必要な能力(コミュニケーション能力養成科目としての成蹊基礎演習、カウンセリング理論及び生命倫理等)を配置し、併せて人間教育に必要な人文・社会・自然・情報に関する科目を選択科目として配置した。学生はこれらの科目を履修方法及び卒業要件に則り自由に選択することが可能であり、専門科目(基礎分野)を履修するための基礎と位置付け、2年次以降の専門科目(専門分野)への学びにつながる授業内容となっている。

(5) 履修科目の登録上限 (CAP 制度)

履修科目の登録の上限については、学生の学修時間の確保、学修の質保証の観点、正課外活動の時間の確保の観点、そして学生に過度の負担がかからないようカリキュラム編成や履修登録上の配慮等の観点から、履修単位の上限を年間 50 単位とする。なお、保健師教育課程および養護教諭一種課程の学生はこの限りではなく、各教育課程に必要な科目を履修することができる。

(6) 成績評価

卒業時の学生の質を担保する観点からあらかじめ学生に対し、授業における学習目標や、その目標を達成するための授業の方法、計画等を、シラバスを通じて明示する。さらに成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うため、GPA 制度を活用する。看護学部看護学科では、既設の学部学科同様、学生に対し「履修ガイド」を配布・説明し、教育目標や3つのポリシー等について説明するとともに、成績評価についてもその基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うため、GPA 制度を活用する旨を説明する。成績の評価は、学則により「秀・優・良・可及び不可をもって表し、可以上を合格とする」という基準に基づき評価し、履修した科目ごとの評価を以下の基準により点数に置き換え(下表参照)、以下の計算方法で GPA を算出している。

GPA=(履修科目の単位数×その科目のポイント)の総和

履修科目の単位数の総和

成績の評語、点数、GP 及び評価基準は次の通りである。

区分	成績の評語	点数	GP	評価基準
合格	秀	100点～90点	4	基準を大きく超えて優秀である
	優	89点～80点	3	基準を超えて優秀である
	良	79点～70点	2	望ましい基準に達している
	可	69点～60点	1	単位を認める最低限の基準には達している

不 合 格	不可	59 点以下	0	基準を大きく下回る
-------------	----	--------	---	-----------

GPA 制度により学期ごと、学年ごとの値を計算し提示することによって、学生自身が学修の履歴を把握し、教員による学生へのきめ細やかな履修指導を可能とする。4 年次開講の「卒業研究 I」および「卒業研究 II」の履修条件について、2 年次終了時の通算 GPA が 1.50 以上、もしくは 3 年次の年間 GPA が 1.50 以上であることと、修得した単位のうち、卒業に必要な単位数の合計が原則として 121 単位以上の条件を設定する。本学の成績評価については、オリエンテーションにおいて、試験、成績評価、GPA、卒業・学位授与等が記載された履修ガイドを配付および説明し、全ての学生に周知する。

(7) シラバスの作成

4 年間の履修計画、学習目標が明確になるように、すべての授業科目について、授業科目名・授業概要、単位数、必修・選択区分、履修年次・開講時期、専門性や汎用的な力に区分された養うべき力と到達目標、アクティブラーニングを促す方法を含んだ授業形態・方法と課題や取組に対する評価・振り返り、授業の到達点を含んだ授業内容、成績評価方法と評価の基準、授業時間外学習等について記載し、学修に役立てる。

(8) 担任・アドバイザー制度の導入

本学部では、アドバイザー（担任）制を採用する。少人数担任制（原則として学生 20～25 名に対して専任教員 2 名ずつをクラスアドバイザーとして配置）により、学生生活や履修方法、就職に関する相談に応じ、学生それぞれの状況に合わせた個別指導の体制を整え、学生の修学環境を支援する。

なお、学生のメンタルヘルスについては、必要に応じて相談経験豊富な 2 名の臨床心理士が学生相談室で最適なカウンセリングを行う。

2. 履修指導方法

(1) オリエンテーション

履修指導の方法は、入学時および各学期開始時に行う学生オリエンテーションにおいて、卒業までの履修計画に基づき、各学期に取るべき必修科目、選択科目について詳しく説明し、学生に周知徹底を図る。

「看護学部看護学科（仮称）」では、「看護師養成課程」と「保健師養成課程」の 2 つの養成課程と教員養成としての「養護教諭一種教職課程」があり、「保健師養成課程」および「養護教諭一種教職課程」は、2 年次終了時に選抜を行う。保健師と養護教諭の

履修科目については、入学時の新入生および各学年のオリエンテーションにおいて説明する。「保健師養成課程」及び「養護教諭一種教職課程」の選抜方法は、既修得科目の履修状況と成績を考慮することから、入学時のオリエンテーションおよび2学年のオリエンテーションにおいて、資料を用いて詳細に説明する。なお、選抜時期は当該専門科目の配当次期を考慮して決定した。

「保健師養成課程」及び「養護教諭一種教職課程」については、授業を体系的に履修し単位を修得する必要があるため、1年次から選抜基準、選抜者を決定するプロセスなど、2年次後期終了時に選抜者が決定するまで、きめ細かい履修指導を定期的に行う。なお、「保健師養成課程」の選抜から漏れた学生については、卒業時に保健師国家試験受験資格が取得できる大学院・大学専攻科などの情報を提供し、進学の道を示すなどのフォローを行う。各学期のオリエンテーション内容は以下の通りである。

(オリエンテーションの内容)

- ・1年次から4年次までの履修計画の全体像について説明する。
- ・「保健師養成課程」についての選抜基準、選抜プロセスを周知し必要な履修科目について説明し、履修の指導を行う。
- ・「養護教諭一種教職課程」についての選抜基準、選抜プロセスを周知し必要な履修科目について説明し、履修の指導を行う。
- ・各年次において必要な履修科目と、試験、成績評価、GPA、卒業・学位授与等について説明し、履修の指導を行う。
- ・選択科目の履修の助言を行う。
- ・臨地実習科目の履修に必要な講義科目、演習科目について説明する。
- ・看護師国家試験と試験準備に必要な学修内容について説明する。

(2) 保健師選択について

「保健師養成課程」の学生受け入れ人数は10名程度の「選択制」とし、「選抜基準」により選考する。「選抜の時期」及び「選抜の手順と選抜基準」は以下の通りである。

(選抜の時期)

選抜時期は2年次までの成績判定終了後とする

(選抜の手順と選抜基準)

「保健師養成課程」選択希望者は、「看護学部看護学科（仮称）」の「公衆衛生看護学」担当の教授および教授より任命された教員により構成される「選考委員会」で審査、選考し、「看護学部教授会」において最終決定を行う。

「保健師養成課程」選択希望者は、2年次の指定された時期に「志望書」を提出する。

「選抜方法」は面接試験と2年次までに配当されている実習を除く「専門科目」の

必修科目を修得済みであること。また「専門科目」の GPA が一定基準であることが必要。

これらを総合的に評価し選抜する。

(3) 養護教諭一種免許取得について

「養護教諭一種教職課程」は、学生受け入れ人数 10 名程度の「選択制」とする。「選抜の時期」及び「選抜の手順と選抜基準」は以下の通りである。

(選抜の時期)

選抜時期は 2 年次までの成績判定終了後とする

(選抜の手順と選抜基準)

「養護教諭一種教職課程」の取得希望者は、看護学部長の任命により構成される「選考委員会」で審査、選考し、「看護学部教授会」において最終決定を行う。

「養護教諭一種教職課程」志望者は 2 年次の指定された時期に「志望書」を提出する。

「選抜方法」は面接試験と 2 年次まで配当されている実習を除く「専門科目」の必修科目を修得済みであること。なお「教職に関する科目」の GPA が一定基準であることが必要。

これらを総合的に評価し選抜する。

なお、学生が各学年次に計画的に学修効果を上げ、卒業時点までに看護職者としての社会人基礎力を身につけ、本学「看護学部看護学科（仮称）」の教育目的・目標やディプロマ・ポリシーに基づいた「看護師」・「保健師」・「養護教諭一種」養成のためのモデルカリキュラムを作成・提示し、初年次よりオリエンテーションにて説明する（資料 29）。

3. 教育課程

建学の精神を基盤とした、本「看護学部看護学科（仮称）」の教育目標である「養成する人材像」、「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」に基づき配置された授業科目の水準および履修年次や関連については「カリキュラム・ツリー」記載の通りである（資料 28）。加えて教育課程との関連については、「看護学部看護学科（仮称）教育課程概念図」記載の通りである（資料 27-2）。

「看護学部看護学科（仮称）」の教育課程では、看護職者として必要な高い倫理観に加え、看護学の基本的な知識となる専門科目（基礎分野）と看護師としての基本的な専門知識と看護技術を修得する専門科目（専門分野）を学修する。また、地域の人々の生活を理解し、臨床や在宅、生活の場の健康課題と予防的視点を含む看護支援について探求する能力、加えて長寿社会における地域包括ケアシステムや多職種連携の必要性を理解し、看護師の役割について探求し続ける能力を涵養するよう、1 年次から 4 年次まで「地

域健康探索論Ⅰ・Ⅱ」「地域健康探索論演習」「多職種連携チームケア論」「地域健康探索展開論」等を設置した。

また看護学部教育課程における「モデルカリキュラム（履修モデル）」は添付資料のとおり（資料29）。

本学「看護学部看護学科（仮称）」に入学する学生は、看護師を目指し進学した者、看護師及び保健師を目指し進学した者、また養護教諭を目指し進学した者などその背景は多様であり、その背景に応じて履修計画や卒業研究テーマも決定される。そのため、想定されるケースに応じた「履修モデル」を作成する。

(1) 大学共通科目

大学共通科目は、「指定規則」における「基礎分野」および「専門分野」の基盤となる科目として設定しており、科学的思考力およびコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容となっている。

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に定める「人間と生活・社会の理解」に相当する科目区分として「学びの基礎」、「外国語」、「人間と智」、「国際社会と日本」、「健康とスポーツ」を設定し、各科目区分に相当する科目を配置する。「学びの基礎」および「外国語」では、コミュニケーション能力を培う科目を厳選して開講する。「人間と智」および「国際社会と日本」では、人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論を含むものとして、「社会学概論」、「心理学概論」、「カウンセリング理論」を開講する。「国際社会と日本」では、看護師の職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容や、国際化へ対応しうる能力を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとして、「日本国憲法」、「国際関係論」、「人権と社会」を開講する。

また、「科学的探究の基盤」に相当する科目区分として「科学と環境」、「AI・データリテラシー」を設定し、各科目区分に相当する科目を配置する。「科学と環境」および「AI・データリテラシー」では、科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う内容を含むものとして、「化学」、「生物」、「生命倫理」、「統計学基礎」、「情報リテラシー」を開講する。

これらの科目は、必修科目15単位と選択科目5単位の20単位を履修することとし、主に1年時の履修を想定しているが、看護教育における専門科目の科目数や履修状況、学修効果を勘案し、選択科目については複数学年の前後期に開講し、柔軟な履修を可能としている。

(2) 専門科目（基礎分野）

専門科目のうち「基礎分野」では、本学「看護学部看護学科（仮称）」の専門教育を修得するための基本的な知識として、健康や疾病を理解する基礎医学関連の科目や人体へ

の科学的根拠に基づく理解を深める「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の科目区分を配置する。

「人体の構造と機能」区分科目については、本学および他大学の医師資格を有し臨床経験も豊富な教員や臨床経験豊富な管理栄養士の教員、他大学の専門家が科目を担当する。「人体の構造と機能」「病理学」「生化学」「薬理学」「病原微生物と感染」「栄養学」は2単位とし、人体の構造等基礎医学をしっかりと理解し、看護学の学修に活かせるようにしている。「疾病の成り立ちと回復の促進」区分科目においては、本学および他大学の医師資格を有し臨床経験も豊富な教員が専門知識に基づき、看護の実践に必要な最新の医学の知見を教授する。指定規則において、専門基礎分野は22単位のところ、本学部では必修科目として26単位を充当しており、看護実践の基盤として重要視している。「発達心理学」を必修2単位として、1年時の大学共通科目の「カウンセリング理論」から本科目の精神発達まで体系的に心理学を学修する。履修指導は、すべて必修である。

(3) 専門科目（専門分野）

専門科目（基礎分野）の学修を基盤として、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「母性看護学」および「小児看護学」の各領域で概論科目を講義で受講し、基盤となる知識を学修する。続いて看護対象者の具体的な援助方法を学修する援助論や臨床現場で必要な援助技術を学ぶ援助方法論を学修し、実習へと各領域の知識を積み上げる。

また、4年間を通して、地域の特徴と地域の人々の健康課題の理解を重視したカリキュラムを履修する。1年時に地域の特徴と様々な世代の人々の生活について理解する「地域健康探索論Ⅰ」および「地域健康探索論Ⅱ」を履修する。さらに理解を深めるために、1年後期には地域住民との活動や健康教育を介したコミュニケーション体験として「地域健康探索論演習」を履修する。また、2年時には「地域包括ケア論」で地域包括ケアの社会的背景から概念を学修する。2年時と3年時には基礎看護学から小児看護学までの各領域の概論・援助論・援助方法論・実習を体系的に履修した後、最終の4年時には「多職種連携チームケア論」を履修し、チームケアの必要性和問題解決のための方法などを学修する。

専門科目（専門分野）の多くは共同形式とし、専門分野で実績のある教員が複数参画し、最新の知見を効果的に学生に教授するよう工夫している。また、視聴覚教材やシミュレーター教材も効果的に活用し、より実際に則した学びを教授する。

実習科目では、大阪府、京都府、兵庫県下の幅広い地域および施設において実習することとし、チームの一員としての役割を学ぶ実習、地域における多様な場で実習を行い、知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結び付けて理解できる能力を養う実習とする。

なお、専門科目（専門分野）については、必修科目83単位と看護の統合と実践の区

分から選択科目 3 単位の 86 単位を履修する。

(4) 卒業要件

看護学部看護学科（仮称）においては、卒業に必要な単位数を科目区分毎に下表のとおり定めている。

科目区分		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		最低限修得 しなければならない単 位数
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
大 学 共 通 科 目	必修	14	1	-	-	-	-	-	-	15
	選択	29	14	-	-	-	-	-	-	5
専 門 科 目 (基礎 分野)	必修	4	16	4	2	-	-	-	-	26
	選択	-	-	-	-	-	-	-	-	
専 門 科 目 (専門 分野)	必修	6	4	27	17	11	10	5	3	83
	選択	-	-	-	2	5	2	11	1	3
年間計		45 以上		50 以上		21 以上		8 以上		132 単位以 上

4. 卒業認定・学位授与の方針

看護学部看護学科（仮称）は、以下のディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定された学生に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

- ア、人の立場に立って考え行動する高い倫理観と共感性を備え、看護学の科学的知識と実践能力を持ち、自律して看護を実践し看護学の発展に寄与することができる。
- イ、人間を全人的に理解し、科学的思考に基づき多様な健康レベルにある人々の健康問題の解決する判断力を有し、看護職を目指す者として使命感を持ち役割を果たすことができる。
- ウ、地域の特徴や地域で生活する様々な世代の人々の健康課題を理解し、また他の医療専門職者と協働して健康課題を持つ人々への看護支援ができる。

また、本学「看護学部看護学科（仮称）」が育成を目指す看護職者は以下のとおりで

ある。

「建学の精神」に基づき、看護学の科学的知識および基本的な専門知識と技術を培い、地域の多様な健康課題について考え、自律して看護を実践することができる。また、高度化する医療と求められる質に応じた看護支援を探究できる能力を涵養し、看護学の発展に寄与できる。さらに、変化する社会が要請する包括的なケアの推進と多職種連携の必要性を理解し、地域社会に貢献するリーダーとしての看護職者を育成する。

⑥ 実習の具体的計画

1. 実習計画の概要

(1) 実習の目的及び目標（ねらい）

本学「看護学部看護学科（仮称）」では、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位の授与方針）」に基づく看護人材の育成をめざしており、このため地域の医療機関、福祉施設や教育機関等と連携し、臨床現場において実践能力の高い看護師の養成を目指している。臨地での実習については、学内で行われる講義、演習、実習の集大成と位置付けており、実習を通して医療・看護・保健に関する知識や技術の習得や実践能力の向上、看護師・保健師としての在り方や態度等、実践・習得することにより、充実した実習を行うことを実習の目的としている。

このため教育課程において社会に出て必要とされる高度な知識と技術、態度の習得を学生に求めている。臨地における実習は看護師、保健師等の医療人として、学内で習得した知識や技術を実践力として活用できる能力を修得するための重要な実習であり、またコミュニケーション能力や人間性を涵養する重要な機会でもある。これを体験する機会としての臨地実習を、以下の内容で構成している。

また、実習の目標（ねらい）については、本学部では臨地での実習を学内で行われる講義、演習、実習の集大成と位置付けており、実習を通して看護・保健に関する知識や技術の習得や実践能力の向上、また看護師・保健師等の看護職者としての在り方や態度等学内での学びを踏まえ、臨地において総合的に実践・習得することにより、多様な医療現場で十分対応できる看護職者の育成を実習の目標（ねらい）としている。

具体的な「実習目標」は次の通りである。

[実習目標]

- 1) 看護の対象（個人、家族、集団、地域）を総合的に理解する能力を養う
- 2) 科学的思考に基づき、対象のヘルスケアニーズを明確にし、必要な看護が実践できる能力を養う。
- 3) 対象への援助過程を通して、看護の独自性と専門性について学ぶ。
- 4) ヘルスケアに必要な社会資源とその活用について理解し、ヘルスケアシステムにおける看護の機能と役割を認識することができる。
- 5) 各領域の専門性について学び、看護を探究する姿勢と研究的な態度を養うとともに、看護者としての人間性と倫理性を高めることができる。

また、「実習の概要」および各領域の目標（ねらい）は次の通りである。

<看護学部看護学科（仮称）の実習の概要（科目名、実習場所、単位数、時間数、日数、実習時期）>

科目名	主な実習場所	単位数	時間数	日数	実習学年
基礎看護学実習Ⅰ	病院	1	45	5	1年
基礎看護学実習Ⅱ	病院	2	90	10	2年
成人看護学実習Ⅰ	病院	3	135	15	3年
成人看護学実習Ⅱ	病院	3	135	15	3年
老年看護学実習	病院・介護老人保健施設	3	135	15	3年
地域・在宅看護学実習	病院・訪問看護ステーション	3	135	15	3年
精神看護学実習	病院	2	90	10	3年
母性看護学実習	病院・助産院	2	90	10	3年
小児看護学実習	病院・保育園	2	90	10	3年
看護の統合と実践実習	病院	2	90	10	4年
小計		23	1035	115	
以下 保健師養成課程は必須科目					
公衆衛生学実習	保健所・学校・企業内健康管理センター	5	225	25	4年

ア、基礎看護学実習Ⅰ（1年次 1単位）

看護が提供されている場と看護職の役割を学習する。また、病いや加齢による健康上の問題のために、生活に支障がある人に直接関わり、対象を「生活者」として理解する。さらに、対象者の生活の場を知り、看護実践の共有・体験を通して、看護援助のありかたを知る。さらに、援助者関係の最も基本である対象者への関心や、相互の人間関係を体験し、考察する。

イ、基礎看護学実習Ⅱ（2年次 2単位）

健康上の問題を持ち生活に支障がある人を受け持ち、対象者との発展的な関係性を通して、対象者のニーズを知り、よりよい健康状態の促進を目的とした基本的な看護を実践する。特に、対象者に必要な生活行動の援助を看護援助の展開プロセスを通して考え、実施、評価、考察する。

ウ、成人看護学実習Ⅰ（3年次 3単位）

手術を受ける患者・家族が危機状況を乗り越え、治療や症状によってもたらされる心身への侵襲から速やかに回復し、セルフケア能力を発揮できるように援助するための知識・技術、態度を学ぶ。具体的には、患者を受け持ち、看護過程を展開する中で、周術期にある患者およびその家族の発達段階の特徴を踏まえ、身体的・心理的・社会的に統合して理解し、各期に応じた看護を実践していく。

エ、成人看護学実習Ⅱ（3年次 3単位）

急性増悪して入院している慢性病患者、診断・治療を受けるために入院しているがん患者が治療や症状によってもたらされる身体的・心理的・社会的苦痛から速やかに回復し、セルフケア能力を発揮してその人らしく生きることができるよう援助するための知識・技術、態度を学ぶ。具体的には、患者を受け持ち、看護過程を展開する中で、慢性病・がんとともに生きる患者およびその家族の発達段階の特徴を踏まえ、身体的・心理的・社会的に統合して理解し、その人らしく生きることができるよう、健康レベルに合わせて支援していく。

オ、老年看護学実習（3年次 3単位）

対象者の加齢に伴う心身の変化や健康障害、これまでに歩んできた人生、家族関係、地域社会での役割などを含めた包括的なアセスメントを通して高齢者の理解を深める。併せて、高齢者とその家族のアセスメント、看護援助の計画・実施・評価の一連の過程を通して、高齢者看護の実際を学ぶ。また、地域や介護保険施設で生活している高齢者（要介護高齢者）の健康問題、生活障害、精神症状などの理解を深め、高齢者やその家族の意思や自立を尊重した具体的な援助ができる能力を養う。さらに、地域包括ケアシステムにおける社会資源の活用及び多職種連携を見学・体験することにより、老年看護の専門性や看護職の役割を学ぶ。

カ、地域・在宅看護学実習（3年次 3単位）

訪問看護ステーションでの実習を通して、地域で生活している在宅療養者・要介護者とその家族に対する理解を深める。対象者を包括的にアセスメントし対象者の特性に応じた看護計画を立案・実施することにより、看護実践のために必要な能力と態度を養う。また、対象者が生活している地域のケアシステムや保健医療福祉の社会資源について理解を深め、関係機関・職種と連携・協働した看護実践の方法を学ぶ。さらに、学生が担当した対象者が、地域で生活し続けるために必要となるケアシステムや社会資源、看護師の役割・機能について考察する。

キ、精神看護学実習（3年次 2単位）

精神看護学で学んだ知識、技術と看護師の態度を統合させて、精神機能に障がいを持つ人と家族を理解し、個別的な看護を実践できる基礎的能力を養うために、実習を通して体験的に学習する。精神健康上の困難を抱える患者を1名受け持ち、日常生活支援にかかわりながら、対象者及び家族をとりまく環境を理解し、援助計画を立案する。計画に基づき、ケアを実践していく。また、対象者との関係性の構築を通して、自己理解を深めていく。

ク、母性看護学実習（3年次 2単位）

周産期にある事例を受け持ち、妊娠・分娩・産褥期にある母親・子ども・父親/パートナーとその家族の健康問題を、ライフサイクルの視点と社会生活を営む人としての視点から理解する。その理解に基づき対象の価値観を尊重し、安全なケアとなる根拠を示すと共に保証し、対象のセルフケア能力をより高める個別的な援助を実施、評価し考察する。また、地域で生活している母子に対する健康課題についても同様に考察する。

ケ、小児看護学実習（3年次 2単位）

健康課題や障害により入院を余儀なくされている子どもを受け持ち、子どもと家族の尊厳および子どもの特徴と発達段階に応じた看護を学修する。これまで学修した内容を基に、子どもと家族に関するアセスメントによりケアプランの立案、安全な看護の実施、ケアの評価を行い看護実践を学ぶ。また、子どもやその家族を支援する医療チームの連携を学び、多職種連携の重要性と看護師の役割を学修する。

コ、看護の統合と実践実習（4年次 2単位）

これまでに学修した知識、技術、態度を統合し、地域で暮らす人々を全体論的にとらえて、看護における総合的な実践能力を高めて看護実践を展開することができることを目標とします。様々な看護実践場面の現象を倫理的視点から捉えて、保健・医療・福祉他のチームアプローチの必要性と地域包括ケアシステムを理解し、多職種と連携した看護支援について考察します。また、統合と実践の実習体験等から、個人や組織における看護マネジメントの展開について考察しましょう。

サ、公衆衛生看護学実習（4年次 5単位）*保健師実習

保健所や市町村で行われる公衆衛生看護活動の体験を通して、地域の特性を把握し居住する人々の生活実態（生活背景、家族関係、社会的立場を含めて）と健康問題を理解する。また、公衆衛生看護学の基礎的知識・技術を実際に活用し、地域住民の健康水準の向上を目指した公衆衛生看護活動の展開方法を学ぶ。これらを通して公衆衛生看護の理念と役割を理解する。また、学校保健では高校の生徒の学校生活を対象として行われている学校保健活動を理解し、健全な学校生活を支えるために必要な看護職者（養護教諭）の役割と機能を学び、産業保健では、健康レベルの異なる労働者を対象として、健康保持増進のために行われている産業保健活動と企業における保健師の役割を学修する。

(2)実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画等

実習単位及び主な内容については、「④教育課程の編成の考え方及び特色 2. (2)イ、専門科目（専門分野）」記載の通りであり、専門科目（専門分野）の学修を基盤として、「基礎看護学（13単位）」、「成人看護学（14単位）」、「老年看護学（8単位）」、「地域・在宅看

看護学 (8 単位)」、「精神看護学」(7 単位)、「母性看護学 (7 単位)」および「小児看護学 (7 単位)」の各領域で概論科目を講義で受講し、基盤となる知識を学び、続いて看護対象者の具体的援助方法を学修する援助論や臨床現場に必要な援助技術を学ぶ援助方法論を学修し、実習へと各領域の知識を積み上げる。併せて、本学「看護学部看護学科(仮称)」の特色の一つである、地域の特徴と地域の人々の健康課題の理解を重視したカリキュラムを4年間通して履修する。1年時に地域の特徴と様々な世代の人々の生活について理解する「地域健康探索論Ⅰ」および「地域健康探索論Ⅱ」を履修する。さらに理解を深めるために、1年後期には地域住民との活動や健康教育を介したコミュニケーション体験として「地域健康探索論演習」を履修する。2年時には「地域包括ケア論」で地域包括ケアの社会的背景から概念を履修し、2年時と3年時には「基礎看護学」から「小児看護学」までの各領域の概論・援助論・援助方法論・実習を体系的に履修した後、最終の4年時には「多職種連携チームケア論」を履修し、チームケアの必要性と問題解決のための方法を学修する。実習の単位は「指定規則」に基づき計23単位を設定している。

(3) 問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会等の設置

臨地実習に際しては、本学「看護学部看護学科(仮称)」の実習担当教員で組織する「臨地実習委員会」において、学生が実習先で安全かつ適切に実習を行うことが出来るよう、臨地実習に関する全ての事項を管掌する。委員会の運営をスムーズに行うため、委員長には看護学科長を充てる。また実習中でのトラブルや事故の対応等、臨地実習が安全かつ適切に行う事が出来るよう実習先との連携体制を構築する。

(4) 学生のへのオリエンテーションの内容、方法

実習を行う学生に対し事前にオリエンテーションを実施する。臨地実習開始前に「看護学部実習要項」に基づき臨地での実習の重要性を認識させるため、実習の目的、目標(ねらい)、内容、方法等についてオリエンテーションを行い、各学年で行う実習の全体的な流れを説明する。また、各領域の実習開始前に各科目(領域)の実習目的・目標、内容、方法、記録、評価および実習施設に関する事などについての説明を行う。これらは、「看護学部実習要項」に基づき、実習の目的、目標(ねらい)や実習記録や提出書類、また成績評価や実習時の担当教員との連絡方法等説明、臨地実習に際しての注意事項や心構え等の確認も行う。

(5) 学生の実習参加基準・要件等

学生の臨地実習参加基準・要件については、2年次までの履修状況により判断する。原則として2年次前期までの「大学共通科目」「専門科目(基礎分野)」「専門科目(専門分野)」のうち、必修科目を全て履修済みであることを要件とする。学生の臨地実習参加基準・要件については、入学時および各学年のオリエンテーションにおいて十分説明し周知

徹底を図る。なお、客観的臨床能力試験（OSCE）の導入については、開設時には導入しないが、将来的には導入に向けて検討する。

(6) 実習までの抗体検査、予防接種等

「⑥10. 実習前の準備状況等（感染予防対策・保険等の加入状況）（1）実習までの抗体検査、感染症等予防対策」に記載の通り、学生には、実習先で感染防止のため麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B型肝炎抗体検査を実施するよう指導し、感染症に対する免疫状態を把握する。抗体がない場合はワクチン接種を推奨する。また毎年行う定期健康診断で胸部X線検査を実施するとともに、インフルエンザについてもワクチン接種を推奨する。また、コロナ感染症に対するワクチン接種の必要性については、臨地実習先の受け入れ条件により都度対応する。

(7) 損害賠償責任保険、傷害保険等の対策等

「⑥10. 実習前の準備状況等（感染予防対策・保険等の加入状況）（4）損害賠償責任保険、傷害保険等の対策等」に記載の通りである。学生に対しては、「看護学部実習要項」に基づき、本学実習担当教員と臨地の実習指導者が実習期間中に予測されるリスクについて事前に想定し学生に周知徹底するとともに、事故を未然に防ぐための指導を行う。

学生には、実習中の血液・体液等ばく露事故（針刺し・切創事故含む）、院内感染や傷害事故および実習現場での物品の破損等実習現場での事故に備え、実習生全員に「一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度」および「学生教育研究災害傷害保険」に加入を義務付け、さまざまな事故に対応する。

(8) 実習施設が遠方の場合の学生への配慮

臨地実習は、看護学実習の各領域に渡り総合病院、大学附属病院、訪問看護ステーション、高齢者施設、教育機関、保健所・保健センターと多岐に渡り長期間実施される。本学「看護学部看護学科（仮称）」では学生の負担を考慮し、併せて学生指導を担う実習担当教員の利便性・効率性を配慮し、臨地の実習施設を本学が位置する大阪市を中心に京阪神地区（大阪府、兵庫県、京都府）で選定し、公共交通機関で概ね2時間以内でほとんどの実習先を確保することができた（資料 30）。これにより、臨地実習に係る学生、実習担当教員の負担は大幅に軽減することが可能となった。

2. 実習指導体制と方法

(1) 各班のスケジュール表

各領域の臨地での実習における「スケジュール表」は別添資料の通りである（資料 31）。原則として6人を1グループとし14グループ編成で実習を行う。

(2) 担当指導教員の配置と指導計画（巡回指導を行う場合の巡回スケジュール）

臨地実習期間中は本学部の専任教員全員を「実習担当教員」として、各領域別に実習先に配備する。具体的には臨地実習計画に基づき「実習担当教員」を領域ごとにチーム編成し実習先に対し巡回指導を行う。担当専任教員の巡回スケジュール（案）は別添資料の通りである（資料 31）。

(3) 助手及び非常勤助手等を配置する場合の採用基準、実習指導における役割、専任教員との連携体制等

本学「看護学部看護学科（仮称）」は実習を行う各領域に専任教員を 3 名～5 名を配置しており、実習指導についてもそれぞれの領域の専任教員（実習指導教員）が、責任教員である各領域の教授の責任のもと、実習指導体制を構築することになっている。専任教員採用予定者 28 名のうち責任教員である教授の他に、主に臨地での実習を担当する専任教員は、准教授 1 名、講師 9 名、助教 10 名、計 20 名を予定しており、相互協力のもと領域ごとの実習指導体制を構成する。また、臨地での実習期間中、実習スケジュールや実習先のさまざまな状況に対応するため、「非常勤助手」を配置することも検討している。実習における「非常勤助手」は、保健衛生学関係（看護学関係）の学士以上の学位を持ち、5 年以上の臨床経験があり看護実践能力を有する者とし、「実習指導教員」の指示のもと「実習指導教員」の補助業務、実習学生のサポート、学生、「実習担当教員」、「実習指導者」間の連絡調整等を行い、臨地での実習がスムーズに行われるよう協力する。

(4) 各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法

学生は「臨地実習記録表」を作成し、実習期間中に「実習指導者」から指導を受けた内容、体験や考察について記録する。また、学生は一日の実習を振り返り反省点や改善点、及びそれに対する改善方法等記載し、「実習指導教員」に提出しアドバイスや指導を受ける。「臨地実習記録表」は、実習期間中毎日作成し、「実習指導教員」に提出する。また「臨地実習記録表」は実習期間中、定期的に「実習指導教員」に提示し、指導、アドバイスを受ける。これにより「実習指導教員」は学生の実習先での状況や個々の学生の状況を把握することが可能となる。

(5) 学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

学生に対しては、実習期間中、「実習指導者」から受けた指導内容や実習先での様々な体験や考察した内容を記録させることにより、今後の実習の充実を図るための参考資料とする。このため学生は「臨地実習記録表」を作成し、実習期間中に「実習指導者」から指導を受けた内容、体験や考察について記録し提出する。

3. 大学と実習施設との連携体制と方法

(1) 実習前、実習中、実習後における調整・連携の具体的方法

「⑥実習の具体的計画 9 実習先との連携体制」に記載の通り、実習先との調整・連携等、連携体制の具体的方法について、本学では臨地実習先との事前協議を十分行い、実習期間中の連絡体制の構築の他、臨地実習に伴う指導方針、指導体制、また実習中でのトラブルや事故の対応等、臨地での実習が安全かつ適切に行う事が出来るよう実習先との連携体制を構築する。本学と臨地実習先との具体的な連携体制は<臨地実習先との連携体制(組織図)>の通りである。

(2) 各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画

臨地実習先には、「実習担当教員」である実習担当の専任教員を実習期間配置し、実習先において学生の指導を行う。実習施設には教員(助教もしくは講師)を1施設1名以上配置し、臨地での学生の指導責任を果たす。状況によっては、「実習担当教員」の補助として「非常勤助手」を配置する。また、各実習先に対しては実習指導者としての能力が充分認められる「実習指導者」の配置を依頼し実習の充実を図る。「実習指導者」は「実習担当教員」と常に連携を図り、実習内容の調整や見直し、看護対象者の選定や実習の責任と安全の保持等を担う。また実習期間中は、常に「実習担当教員」と実習生の指導、助言について情報を交換・共有するなど連携を図り、充実した実習が行えるよう配慮する。各施設での指導者の配置状況は、別添資料の通りである(資料32)。

また連携会議の開催計画については「①実習の具体的計画 9.実習先との連携体制<臨地実習先との連携体制(組織図)>」の通り、本学部では「実習指導者会議」を設置し、各年度実習開始前に本学の「実習担当教員」と「実習指導者」により開催する。実習終了後には実習に関しての報告の機会を設け、実習成果を基に指導内容や方法を振り返り指導上の課題や問題点について、点検・評価を行う。また、必要に応じ定期的に開催する。

(3) 実習施設が専門学校の実習を受け入れている場合、実習目標や実習内容等、大学教育としての実習の質の確保に関する具体的な配慮方策

実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合は、実習開始前に実習各領域に配置した「実習担当教員」と実習先の「実習指導者」とで「実習指導者会議」を持ち、本学「看護学部看護学科(仮称)」の実習目的や実習内容、また到達目標等が大学教育としての実習の質の確保が十分担保されているかについての確認・調整を行う。また実習期間中は随時「実習担当教員」と「実習指導者」間での情報交換・共有や意見交換を行い、本学が目指す実習目標(ねらい)や内容が到達水準に達しているかのチェックを行うとともに、状況に応じ都度調整を行う。

(4) 緊急時の連絡体制等

緊急時の学生、大学の対応については、「看護学部実習要項」に明示する。とくに地震等の災害はじめ緊急時の対応については、直ちに実習を中止し自己の安全を確保するとともに、臨地実習先の指示に従い行動する。また地震発生時の状況等によっては、臨地実習先が指示する場所へ避難する。また暴風雨警報発令時等の災害時の対応については、自己の安全を最優先させるとともに、本学の気象警報発令時の対応に従い情動する。本学との緊急連絡については、本学では予め臨地実習専用の「緊急連絡網」を定め「看護学部実習要項」に記載する。ここには実習担当教員宛での専用携帯電話番号を記載、学生に周知徹底するとともに、併せて総務部、学生部、教務部宛の電話番号も掲載し、緊急連絡体制が十分機能するよう努める。

4. 単位認定等評価方法

(1) 各施設の指導者と大学側の指導者の評価方法・連携

実習における学生の評価は、「⑥13 成績評価と単位認定」に記載の通り、実習の成績評価は臨地実習先の「実習指導者」と「看護学部看護学科（仮称）」の「実習担当教員」が協力し、評価を整理、集約し、各領域の責任者である「実習指導教員」が最終評価を行う。

また評価内容は「看護学部実習要項」に明示し、予め学生には十分説明する。具体的には、各実習施設の到達目標に対応した実習内容の到達度と習熟度に対する評価項目と、出席状況、実習態度、協調性等を評価、併せて課題に対するレポート内容等総合的に評価する。

(2) 大学における具体的な成績評価体制、単位認定方法・基準

成績評価は、各領域の実習区分ごとに所定の評価内容、評価項目等に基づき「優秀」から「不可」の5段階で評価する。「不可」を不合格とし、単位認定を行わない。実習科目の成績評価は実習担当教員のうち各実習科目の責任者（単位認定者）が臨地の実習指導者の意見や評価、また実習記録やレポート等を総合的に評価し判定する。具体的な評価内容は各実習科目の到達目標に対する到達度、出席状況、実習態度、実習における主体性や協調性等を総合的に評価する。

なお、最終的な単位の認定は、「大阪成蹊大学履修規程」に基づき評価し、「教授会」で行う。

5. 教育課程と指定規則の対比表

教育課程と看護師、保健師の指定規則の対比表は別添資料のとおりである（資料 33）。

6. 実習先確保の状況

本学「看護学部看護学科（仮称）」は、大阪府を中心とした総合病院を主たる実習病院と

して確保し、併せて地域の病院、大学附属病院、専門病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、地方自治体、地域包括支援センター等の機関・施設と連携し、多様な実習施設で看護職種として必要な臨地での実習を行う。臨地実習先については、実習水準の確保や量的確保はもとより、学生の利便性や卒業後の進路等を考慮し、大学がある阪急沿線を主に、大阪府、京都府、兵庫県を中心とした地域に実習先を確保した（資料 30）。

これにより、全ての実習領域において、学生全員の受け入れ可能な実習施設数、人数を確保することができ、本学部が目指している臨地実習の目的やねらいに沿った実習を行うことが可能となった。令和 4（2022）年 3 月現在、確保している実習先は別添資料の通りであり、実習領域ごとの実習先の件数及び受け入れ人数については、入学定員に対し充分確保している。

また、卒業後の進路として就業が予想される大学附属病院や総合病院に対しては、臨地実習先として重要視しており、実習先との連携体制を築くため担当教員が定期的に訪問し情報を共有するとともに、病院と大学が様々な場面で相互協力を可能とするための協定を締結する等、信頼関係を構築することとしている。

7. 実習先との契約内容

臨地実習に際しては、基本的には本学が策定した契約書を使用するが、臨地実習施設に所定の契約書や実習要項がある場合には原則として臨地実習施設が制定したものを使用する（資料 34）。

臨地実習先に対しては、以下の内容を明記した本学所定の様式に基づいた契約書を締結する。契約内容は原則として、①臨地実習に関する委託内容②実習の具体的内容③臨地実習の時期及び期間④臨地実習委託費⑤実習生の順守内容⑥臨地実習期間中の疾病、事故の対応⑦個人情報の保護⑧機密漏洩防止⑨損害保険の加入義務等を基本とする。なお、「医療安全」「個人情報保護」「災害発生時の対応」については、原則的には実習先で定められている医療安全及び個人情報保護に関する規程等を遵守する。実習学生に対しては、事前のオリエンテーションで「看護学部実習要項」等に基づき周知徹底するとともに、実習施設とも綿密な連携を図り、トラブルが生じないよう配慮する。

8. 実習水準の確保の方策

本学「看護学部看護学科（仮称）」の臨地実習における実習水準の確保、質の担保のための方策の検討は、原則的には「臨地実習委員会」で行う。ここでは、実習計画や実習内容を常時チェックし、見直し、改善を提言・実施し臨地実習水準の確保、質の担保に努めることにしている。また、本学「実習担当教員」と臨地実習先の「実習指導者」とは、「実習指導者会議」等を通して連携し、情報を交換・共有と、臨地実習に際しての内容、目的について十分な意見交換を行い、実習内容や目的について共通理解のもとに実習計画を策定

する。臨地での実習は、本学「実習担当教員」が各実習施設を分担し担当するが、実習が「看護学部実習要項」に沿って行われているか等、実習内容についての確認、調整を常に行い、併せて実習生の実習状況を把握し臨地での実習が計画通り円滑かつ安全に行われているかのチェックを行う。

(1) 「看護学部実習要項」の作成

臨地での実習前に「看護学部実習要項」を学生に配布し、「看護学部看護学科(仮称)の「教育目的、教育目標」「看護学実習の基本的な考え方(実習目標、実習の構成、実習の進め方等)」「臨地実習の内容」「単位の認定」「実習上の学生の心得、留意点」「安全管理」「個人情報保護及び守秘義務」や「安全対策(感染症予防を含む)」等について十分説明を行う。また「実習領域別要項」を作成し、実習領域ごとの「目的」や「目標(ねらい)」「実習方法」等の説明を行う。学生の評価については、「臨地実習評価基準」により定められた基準により評価する事や、評価方法についても評価結果と併せ学生に開示する旨を説明する。「看護学部実習要項(案)」の概要は、別添資料の通りである(資料 35)。

(2) 「臨地実習委員会」の設置

本学「看護学部看護学科(仮称)」内に「臨地実習委員会」を設置し、臨地実習に関する全ての事項を管掌し、臨地での実習が円滑かつ安全に行われるよう努める。委員会は、各領域の「実習担当教員」のうち責任教員(教授または准教授)をメンバーとして構成し、委員長は実習責任者として看護学科長が担い、委員会の運営を司る。「臨地実習委員会」に関する申し合わせは別に定める(資料 36)。

(3) 実習の質保証対策

臨地における実習の質保証については、実習の「教育目的・目標(ねらい)」に基づき実習目的達成状況や実習のレベルを確認し臨地実習の質的向上を図る。このため「臨地実習委員会」において、実習内容、方法等以下の点について、常時点検見直しを行うとともに、さらに臨地の「実習指導者」を加えた「実習指導者会議」でも検討を行い質の保証を図る。

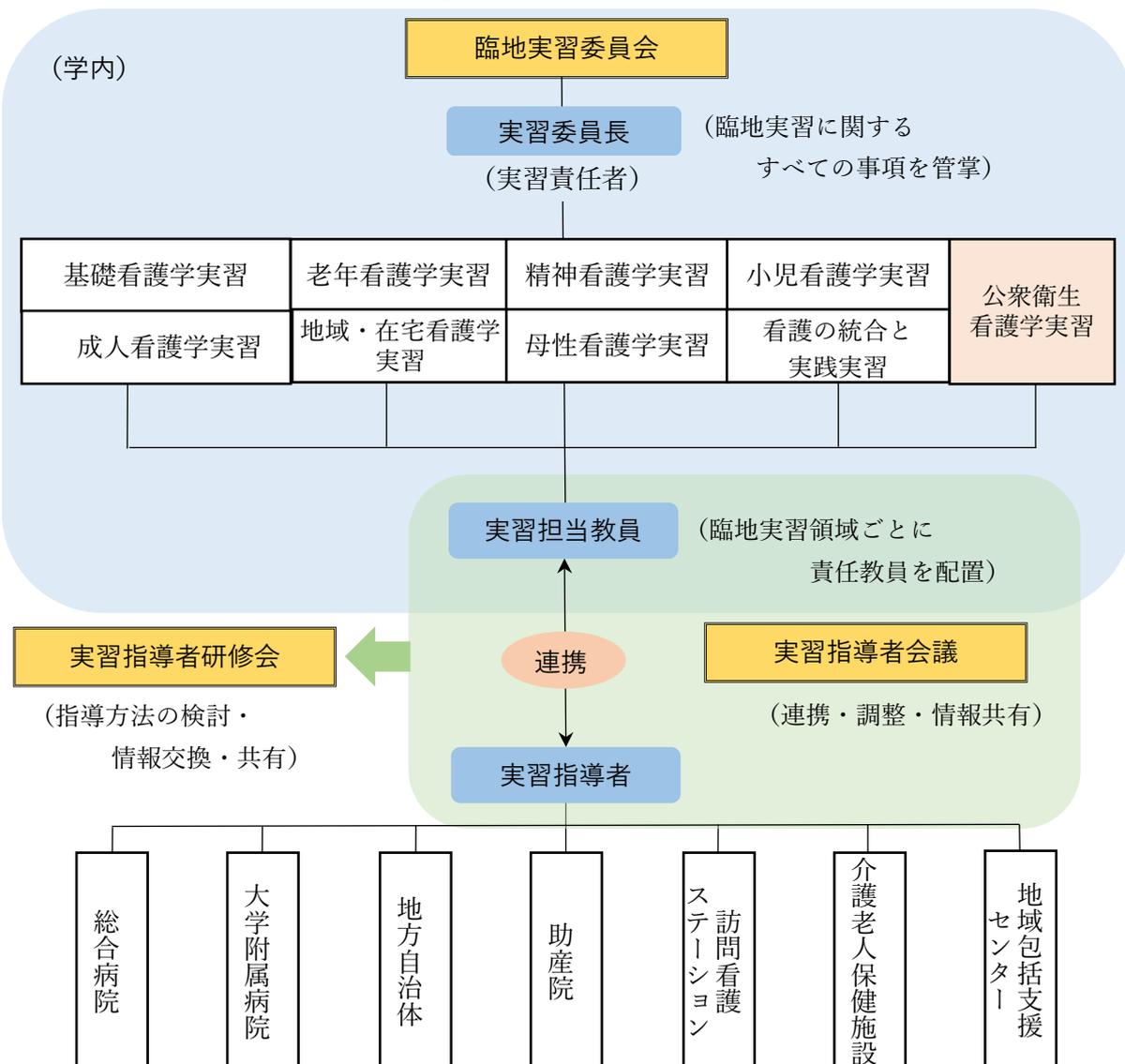
- ・実習施設の点検・見直し・調整
- ・実習施設との連絡・調整・情報共有等
- ・実習計画の立案・検討・見直し等
- ・実習先との連携・調整・情報共有

また「看護学部実習要項」の点検、見直しを定期的に行うとともに、併せて学生へのオリエンテーションの実施内容についてもチェックや見直しを実施する。

9. 実習先との連携体制

実習先との連携体制の具体的方法について、本学「看護学部看護学科（仮称）」では臨地実習先との事前協議、実習期間中の連絡体制の構築の他、臨地実習に伴う指導方針、指導体制、また実習中でのトラブルや事故の対応等、臨地実習が安全かつ適切に行う事が出来るよう実習先との連携体制を構築する。本学と実習先との具体的な連携体制は以下の<臨地実習先との連携体制（組織図）>の通りである。

<臨地実習先との連携体制（組織図）>



(1)「臨地実習委員会」の設置

臨地での実習に際しては、本学「看護学部看護学科（仮称）」の「実習担当教員」で組織する「臨地実習委員会」において、学生が実習先で安全かつ適切に実習を行うことが出来るよう、臨地実習に関する全ての事項を管掌する。委員会の運営をスムーズに行うため、委員長には看護学科長を充てる。また臨地実習に際し、実習先と大学との連携・調整機関として「実習指導者会議」を置く。「実習指導者会議」の構成は実習先の「実習指導者」と本学の「実習担当教員」とし、ここでは臨地実習の目的やねらいを共有し臨地実習における役割分担を明確にするとともに実習方法、実習内容、教育方法や成績評価基準等について共通理解や認識を持つための調整や協議を行う。さらに、臨地実習における指導方法の検討及び情報交換・共有を図る目的で「実習指導者研修会」を開催する。以上のように、常に本学と実習先との情報の交換や共有を図りつつ、信頼関係を構築するとともに、安全で適切な実習を行うための協議を行う。

(2)実習先との連携体制の具体的方法

実習先で学生が安全かつ適切な臨地での実習が行えるよう、実習先と連携体制の強化をはかることにしている。臨地での実習に先がけ、「実習担当教員」は事前に実習先を訪問し、実習環境を確認するとともに「実習指導者」と具体的な実習の目的、内容、方法等について確認、協議を行い、併せて本学部の人材養成の目的や教学方針等を丁寧に説明し、再確認するとともに信頼関係の構築に努める。また学生が十分に実習成果をあげることが出来るよう環境整備にも配慮する。

実習中は「実習担当教員」と「実習指導者」は、協力してそれぞれの役割分担を確認し、信頼関係のもと安全かつ適切な実習が行えるよう配慮する。「実習担当教員」は本学学生に対する責任を持ち、「実習指導者」は実習現場における実習対象者や医療関係者との対応について責任を持つ。「実習担当教員」は個々の学生状況を把握し、実習記録等に基づいた指導を行い、教育目標が達成できるよう指導を行う。「実習指導者」は、学生が教育目標を達成出来るよう実習対象者を選定し実習が進行しやすい環境を調整するとともに、学生が行う実習対象者への看護行為について、指導、助言を行う。

実習後は、「実習担当教員」は「実習指導者」と臨地実習についての打合せを行い、「実習指導者」のコメントと「実習担当教員」の所見を記載した実習記録簿をもとに臨地実習運営についての成果と反省点及び検討課題の洗い出しを行う。

(3)「実習指導者会議」の開催

各年度実習開始前に本学の「実習担当教員」と臨地実習先の「実習指導者」で構成される「実習指導者会議」を開催する。ここでは「実習担当教員」と臨地実習先の「実習指導者」との役割分担を確認するとともに情報を共有、これを踏まえ臨地実習の目的、目標（ねらい）、実習内容や指導方法などについて協議・改善を行う。

また臨地実習終了後には臨地実習に関しての報告の機会を設け、実習成果を基に指導内容や方法を振り返り指導上の課題や問題点について点検・評価を行う。

10. 実習前の準備状況等（感染予防対策・保険等の加入状況）

臨地での実習を行うにあたり、学生全員に対しオリエンテーションを実施する。オリエンテーションでは、「看護学部実習要項」に基づき「看護学部の教育目的・目標」「実習の基本的考え方」「実習内容」「実習心得」「実習上の留意点」等について事前に十分説明を行う。さらに実習領域ごとに、「実習領域別要項」に基づき「実習の目的・目標」「実習方法（実習施設、期間、時間、方法等）」について解説し、併せて各領域ごとの実習の「週間スケジュール」についても説明する。「看護学部実習要項（案）」については、添付資料の通りである（資料 35）。

また、本学「実習担当教員」と臨地の「実習指導者」が実習期間中に予測されるリスクについて事前に想定し学生に周知徹底するとともに、事故を未然に防ぐための指導を行う。臨地実習中に事故や不測の事態が生じた場合は、速やかに「実習担当教員」に報告し指示を仰ぐよう学生に徹底させる。実習における「感染症等予防対策」「医療事故・災害防止等の対応」「損害賠償責任保険」「傷害保険」加入等の安全管理体制については以下のとおりである。

(1) 実習までの抗体検査、感染症等予防対策

本学「看護学部看護学科（仮称）」の学生には、実習先で感染防止のため麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B型肝炎抗体検査を実施するよう指導し、感染症に対する免疫状態を把握する。抗体がない場合はワクチン接種を推奨する。また毎年行う定期健康診断で胸部X線検査を実施するとともに、インフルエンザについてもワクチン接種を推奨する。また、コロナ感染症に対するワクチン接種の必要性については、臨地実習先の受け入れ条件により都度対応する。

(2) 医療事故・災害時の対応

臨地実習中に医療事故や災害にあった場合には、速やかに実習指導者の指示を受けるとともに「実習担当教員」に報告し指示を仰ぐ。報告を受けた「実習担当教員」は、直ちに臨地実習委員会委員長である看護学科長に報告し、併せて実習先および大学の責任者に連絡する。また、学生および「実習担当教員」は、当該事故・災害について「事故報告書」を書面にて直ちに報告することを義務づける。これを受け、委員長は直ちに「臨地実習委員会」を開催し、適切に処理すべき対応を協議する。

(3) 地震等災害時の対策

地震の災害時の対応については、直ちに実習を中止し自己の安全を確保するとともに、実習先の指示に従い行動する。また地震発生時の状況等によっては、実習先が指示する場所へ避難する。また暴風雨警報発令時等の災害時の対応については、自己の安全を最優先させるとともに、本学の気象警報発令時の対応に従い行動する。

(4) 損害賠償責任保険、傷害保険等の対策等

実習中の血液・体液等ばく露事故（針刺し・切創事故含む）、院内感染や傷害事故及び実習現場での物品の破損等実習現場での事故に備え、実習生全員に「一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度」および「学生教育研究災害傷害保険」に加入を義務付け、さまざまな事故に対応する。

(5) 「守秘義務」及びSNS利用に係る注意点

「個人情報保護法」施行に伴い、臨地実習先での個人情報を保護するため、カルテやその他の診療に関する記録等の取り扱いについては、一般的注意事項や実習先の規則に従い十分留意のうえ行動しなければならない。

また SNS やブログなど、インターネット上で公開された情報は、コピーされ一般に公開される可能性が危惧され、個人情報漏洩に繋がる危険性がある。特に実習先等に関する情報や写真等の書き込み、情報交換等の投稿等は絶対に行わないよう徹底する。

このため学生には、これらの点を順守し臨地における実習先の諸規則を守り、個人情報の漏洩等が起こらないよう「個人情報保護及び守秘義務」について説明し、その遵守を徹底するとともに、「個人情報保護に関する誓約書」を実習先に提出する（資料 35 P9、P15）ことにしている。

1.1. 事前・事後における指導計画

「9. 実習先との連携体制(1) 臨地実習委員会の設置」に記載の通り、実習に関するすべての事項を管掌する委員会として「臨地実習委員会」を置く。「臨地実習委員会」は<臨地実習先との連携体制（組織図）>に記載の通り実習先との連携を図るとともに、指導体制・指導方法の検討を行い、併せて臨地での実習における事前・事後の指導計画を策定する。

(1) 臨地実習事前指導計画

臨地での実習を行う学生に対し事前にオリエンテーションを実施する。実習開始前に「看護学部実習要項」に基づき臨地での実習の重要性を認識させるため、実習の目的、目標（ねらい）、内容、方法等についてオリエンテーションを行い、各学年で行う実習の全体的な流れを説明する。これらは、「看護学部実習要項」に基づき、実習の目的、

目標（ねらい）や実習記録や提出書類、また成績評価や実習時の担当教員との連絡方法等説明等、実習に際しての注意事項や心構えを確認する。また学生に対し、臨地での実習を行う各領域別のオリエンテーションを行い、それぞれの領域の実習の目的や目標（ねらい）を説明する。実習期間中の事故に対する注意事項や学生自身の病気やケガの対応についても説明する。臨地実習施設は、総合病院、大学病院、専門病院、助産院、訪問看護ステーション、高齢者施設、保育所・こども園等多岐に渡っており、このためそれぞれの領域を担当する「実習担当教員」は実習施設別のオリエンテーションを実施し、実習施設の概要や特徴について学生に説明する。また実習効果が充分得られるよう個々の実習施設についての情報提供も併せて行う。

(2) 臨地実習後の指導計画

「実習担当教員」は、実習期間中各施設において、「実習指導者」と十分情報共有し、学生の実習状況の共有化を図る。「実習担当教員」は「臨地実習報告書」等をもとに学生と個別面談を行い、実習内容に関するヒアリングを行うとともに、学生が抱える課題や諸問題についてのアドバイスを行い、次の実習に生かすよう指導を行う。

また臨地実習終了後、学習目標達成が不十分な学生や精神的な問題を抱えている学生等に対するサポートについては、「臨地実習委員会」で対応策を十分協議し、次の実習を担当する教員に引継ぎ、実習先と情報を共有、学生がスムーズに実習が行えるよう配慮する。

(3) 臨地実習の指導体制と方法

臨地実習に際し、「実習指導教員」の配置、巡回指導を含む指導計画については、「年次別臨地実習計画表」を作成し、実習グループ別、年次別実習計画を策定し、「実習担当教員」の配置や巡回指導計画の管理を行う（資料 31）。実習施設との連携体制等については、「9.実習先との連携体制＜臨地実習施設との連携体制（組織図）＞」に記載の通りであるが、臨地での実習が円滑に行われるよう「実習指導者会議」を中心に実習指導体制の強化を図ることとしている。また学生に対しては、実習期間中、「実習指導者」から受けた指導内容や実習先での様々な体験や考察した内容を記録させることにより、今後の実習の充実を図るための参考資料とする。このため学生は「臨地実習記録表」を作成し、実習期間中に「実習指導者」から指導を受けた内容、体験や考察について記録する。また、学生は一日の実習を振り返り反省点や改善点、及びそれに対する改善方法等記載し、「実習指導教員」に提出しアドバイスや指導を受ける。「臨地実習記録表」は、実習期間中毎日作成し、「実習指導教員」に提出する。また「臨地実習記録表」は実習期間中、定期的に「実習指導教員」に提示し、指導、アドバイスを受ける。これにより「実習指導教員」は学生の実習先での状況や個々の学生の状況を把握することが可能となる。

1 2. 教員の配置並びに巡回指導体制

臨地実習期間中は本学部の専任教員全員を「実習担当教員」として、各領域別に実習先に配置する。具体的には臨地実習計画に基づき「実習担当教員」を領域ごとにチーム編成し実習先に対し巡回指導を行う。「実習担当教員」は実習先の「実習指導者」に対し、あらかじめ「看護学部実習要項」を配布し実習計画、実施内容、実習における成績の評価等について十分説明を行うとともに、連携、協力を依頼する。実習先での実習指導は「実習指導者」が行うが、実習先には、領域ごとに編成した「実習担当教員」が実習計画に基づき各実習先で「実習指導者」と連携し綿密な巡回指導を行う。併せて巡回指導においては、「実習指導者」との情報交換・共有を行うとともに、学生の実習状況を把握・確認する。

また、実習期間中に生じた様々な問題や課題については、学生の実習状況を把握、確認しつつ「実習指導者」との連携を図り、有効な実習を行うことが出来るよう配慮する。

1 3. 成績評価体制及び単位認定方法

(1) 実習を行う各領域の成績評価及び単位認定方法

ア、実習の成績評価は臨地実習先の「実習指導者」と「実習担当教員」の評価を整理、集約し、各領域の責任者である「実習指導教員」が最終評価を行う。

イ、評価内容は「看護学部実習要項」に明示し、予め学生には十分説明する。具体的には、各実習施設の到達目標に対応した実習内容の到達度と習熟度に対する評価項目と、出席状況、実習態度、協調性等を評価、併せて課題に対するレポート内容等総合的に評価する。

ウ、各領域の臨地での実習ごとに、所定の実習時間実習を行わなかった学生、実習を放棄した学生は成績評価を受けることが出来ない。

エ、成績評価及び単位の認定は、各領域の実習区分ごとに所定の評価内容、評価項目等に基づき「優秀」から「不可」の5段階で評価する。「優秀」から「可」の評価に対しては所定の単位を与える。「不可」を不合格とし、単位認定を行わない。

点数	評価	内容
100～90	優秀	特に優れた成績である。
89～80	優	優れた成績である。
79～70	良	必要な基準を満たしている。
69～60	可	必要最低限の基準を満たしている。
59以下	不可	必要な基準を満たしていない。実習を放棄した。

オ、看護師等養成に係る臨地での実習は、各領域の実習先が総合病院、大学附属病院、専門病院、助産院、訪問看護ステーション、地方自治体、介護老人保健施設や地域

包括支援センター等多岐に渡る。また「基礎看護学実習」、「成人看護学実習」、「老年看護学実習」、「地域・在宅看護学実習」、「精神看護学実習」、「母性看護学実習」、「小児看護学実習」、「看護の統合と実践実習」、「公衆衛生学実習」と多くの領域に分かれ、また同領域でも実習先により、実習内容や実習体制等実習条件が異なる。学生への公平性を担保するため、実習先との信頼関係を深めるとともに、「実習指導者会議」において実習目的・目標等を十分説明するとともに、情報交換や調整を行い学生の実習対応に対する相互理解を深めることで臨地での実習の質を保持し、学生に対する公平性を保つ機会とする。特に同領域内での実習施設が異なることによる実習条件の違いについては、学生の実習体験と学びの共有を図り、各専門領域の責任者である「実習指導教員」と「実習担当教員」が実習目標に沿った公平な評価を行う。また、「臨地実習委員会」において、臨地実習水準を保つため、各領域における臨地実習の質保証について検討し調整する。

⑦ 取得可能な資格

1. 看護学部での取得可能な資格

本学「看護学部看護学科（仮称）」の卒業要件を満たすことにより「看護師国家試験受験資格」を得ることができる。さらに、成績が優秀で目的意欲がある学生に対しては、「保健師国家試験受験資格」または「養護教諭一種免許状」の資格・免許を取得することが可能としている。「保健師国家試験受験資格」については、現在実習施設（保健所、保健センター等）の確保を大阪府に依頼中であり、人数については未定の状況である。取得できる資格・免許は次の通り。

(1) 看護師国家試験受験資格

「看護学部看護学科（仮称）」の卒業要件を満たすことにより受験資格を得ることができる。

(2) 保健師国家試験受験資格（10名程度）

「看護学部看護学科（仮称）」の卒業要件に加え、指定科目の単位取得により受験資格を得ることができる。

(3) 養護教諭一種免許状（10名程度）

「看護学部看護学科（仮称）」の卒業要件に加え、指定科目の単位取得により免許を得ることができる。

なお、保健師資格を取得した者のうち、教職免許法施行規則の定める特定の科目を修得することにより「養護教諭二種免許状」が取得可能。また保健師資格を取得した者は、都道府県労働局に必要書類を提出することにより「第一種衛生管理者資格」を取得することができる。

⑧ 入学者選抜の概要

本学の教育理念は、建学の精神である「桃李不言下自成蹊（桃李もの言わざれど下おのずから蹊をなす）」を体現する「人間力」のある人材の養成である。この度本学が構想する「看護学部看護学科（仮称）」は、建学の精神を踏まえ、少子化高齢化や感染症の拡がり等に伴い拡大する、社会・地域の人材需要の要請に応える有能な人材の育成を目指しており、以下のアドミッション・ポリシーを定め、この方針に沿う人材を受け入れるため、多様な受け入れ方策（入試制度）を実施する。

1. アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学は、建学の精神である「桃李不言下自成蹊」の理念に基づき、徳があり、人に慕われ、信頼される人、すなわち「人間力」のある人を育てることを教育の基本目標としている。本学では「人間力」のある人を、次のような人であると考えている。

- (1)幅広い教養と専門的な知識・技能をしっかりと身につけている人「確かな専門性」。
- (2)人々や社会が抱えている課題を発見し、解決に向けて行動することができる人「社会で実践する力」。
- (3)何事もひとりではなく、周囲の多様な人々と協力して、取り組むことができる人「協働できる素養」。
- (4)どのようなときにも、人の立場に立って考え、行動できる思いやりを身につけている人「忠恕の心」。

また、本学に入学したすべての学生が、こうした「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕（ちゅうじょ）の心」を身につけた「人間力」のある人材を求め、これを大阪成蹊大学の「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」として定めている。具体的には、入学後の教育を踏まえ、以下のような人材の入学を求めている。

- (1)本学の建学の精神とそれに基づく教育目的を理解し、「人間力」を備えた人に成長しようという意欲を持っている。（関心・意欲）
- (2)高等学校で履修する教科について、内容を理解し、基本的な知識を身につけている。（知識・技能）
- (3)他者の意図を適切に理解し、自分の考えをわかりやすく表現することができる。（思考・判断・表現）
- (4)多様な人々とも協働しながら、主体的に学びを深めていこうという態度を身につけている。（主体性・協調性）

「看護学部看護学科（仮称）」は、本学の建学の精神、目的、使命および教育方針に共感し、自ら課題を探求し自律的に考え行動し、解決の道を切り拓く意欲と能力を持ち、様々な対象者への看護を通じて、多様化する現代社会に生きる人々の健康支援と、その

向上に貢献することができる人材としての看護職者を志す学生を受け入れる。このため、さまざまな能力を持った学生を幅広く受け入れることを目指し、多様な選抜方式を実施し公正かつ厳正な入学者選抜を行う。「看護学部看護学科（仮称）」は本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、明確な目的意識を持った人材を積極的に受け入れる。このため、「看護学部看護学科（仮称）」の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下の通り定めている。

- ア、看護学を学ぶために必要な基礎学力を身に付け、論理的に考え他者に伝えることができる人。**
- イ、看護学と看護実践能力を学ぶ主体性を持ち、多様な人々と協働して学び続けようとする意欲を持つ人。**
- ウ、自身と他者を大切に思い、地域で生活する様々な世代の人々の生活と健康について関心を持ち、看護の知識と技術を学ぶことができる人。**

具体的には、本学「看護学部看護学科（仮称）」で学ぶ意欲と看護職種に必須な条件である「知識」「技術」や「態度」に加え、論理的思考力、行動力等の資質に加え、多様な人々を理解、受容し適切なコミュニケーションをはかる基盤となる「国語」、「外国語」と、看護学の基礎となる「生物」、「化学」、「数学」に関する基本的な知識を有していることが望まれる。

入学者の選抜においては、学力審査、面接・面談、適性検査、小論文、調査書、大学入試センター試験等を組み合わせた入試を実施し、必要な能力・資質を有しているかの評価を行う。

2. 受け入れ方策（入学試験の概要（案））

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、本学「看護学部看護学科（仮称）」が養成する人材像にふさわしい能力・意欲・適性などを多面的・総合的に評価し公正かつ公平な方法で以下のとおり入学者選抜を行う。

なお、「入学者選抜の概要（案）」については、別添資料の通りである（資料 37）

(1) 総合型選抜入試（募集定員 10 人）

ア、総合型選抜入試

エントリーシート、小論文、面接及び書類審査（調査書等）により選考する。面接にて入学後の学修および課外活動などへの意欲等を確認し、併せて調査書等で一定の学力を確認する等、多面的・総合的に評価し合否判定を行う。

イ、ファミリー入試

小論文、面接の結果により、総合的に合否を判定する。

* 家族（受験生から三親等以内）のいずれかが、本学園内の併設校の卒業生・在學生（幼稚園を除く）で、調査書の「全体の学習成績の状況」が 3.0 以上のもの。

(2) 学校推薦型選抜入試（募集定員 35 人）

ア、指定校推薦入試

本学が指定する学校の学校長が推薦する学業・人物ともに特に優秀な者について出願書類による審査、面接および小論文により評価し、総合的に合否判定を行う。

A 日程、B 日程

イ、学校推薦型選抜入試（公募）

出身学校長が推薦する者について、調査書、適性検査および面接により評価し、総合的に合否判定を行う。

< A 日程 >

(2 科目選択入試)

外国語（英語）必須。国語（国語総合・現代文）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から 1 科目選択。合計点により合否判定を行う。

(3 科目選択入試)

外国語（英語）必須。国語（国語総合・現代文）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から 2 科目選択。合計点により合否判定を行う。

< B 日程 >

(2 科目選択入試)

外国語（英語）必須。国語（国語総合・現代文）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択。合計点により合否判定を行う。

(3) 一般選抜入試（A 日程、B 日程、C 日程）（募集定員 30 人）

一般選抜入試（2 科目選択入試、3 科目選択入試）は、各日程とも「科目試験」及び「志望調書」の内容により総合的に合否判定を行う。

(2 科目選択入試) A 日程、B 日程、C 日程共通

外国語（英語）必須。国語（国語総合・現代文）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から、1 科目選択。合計点により合否判定を行う。

(3 科目選択入試) A 日程、B 日程、C 日程共通

外国語（英語）必須。国語（国語総合・現代文）、数学（数学Ⅰ・数学 A）、理科（化学基礎・化学または生物基礎・生物）から 2 科目選択。合計点により合否判定を行う。

(4) 大学入学共通テスト利用入試（A 日程、B 日程、C 日程）（募集定員 3 人）

(2 科目選択入試) A 日程、B 日程、C 日程共通

外国語（英語）必須。国語（現代文）、数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学 A、数学Ⅱ、数学Ⅱ・数学 B のうち 1 科目選択）または理科（物理、化学、生物のうち 1 科目選択）

から高得点の 1 教科 1 出題科目を採用する。これら 2 科目の合計点により合否判定を行う。

(3 科目選択入試) A 日程、B 日程、C 日程共通

外国語（英語）必須。国語（現代文）、数学（数学 I・数学 A、数学 II、数学 II・数学 B のうち 1 科目選択）または理科（物理、化学、生物のうち 1 科目選択）から高得点の 2 教科 2 出題科目を採用する。これら 3 科目の合計点により合否判定を行う。

(5) 社会人入試（募集定員 1 人）

外国語（英語）、小論文および面接により、総合的に合否を判定する。

出願資格は、本学の特別入試〔社会人〕の出願資格・条件〔社会人〕による。

(6) 帰国生徒入試（募集定員 1 人）

小論文、面接の結果により、総合的に合否を判定する。

出願資格は、本学の特別入試〔帰国生徒〕の出願資格・条件〔帰国生徒〕による。

3. 入学者選抜試験実施体制

本学の入学者選抜においては、「入学試験委員会」およびその下部組織の「入試問題検討委員会」、「入試実施委員会」及び「入試制度検討委員会」ならびに事務担当部署である入試本部で全学部の入試を統括する体制で実施し、常に入試実施マニュアルを整備し、チェック体制を強化することにより、入試に係るミスの防止に努めている。

合否判定については、C P 処理および採点チェックシステムを導入し、万全を期するとともに「教授会」のもとに設置されている「入学試験委員会」で公平な合否判定業務を実施する体制を確立している。

4. 入学試験区分別の募集定員

「看護学部看護学科（仮称）」における入試区分別募集定員は次の通りとする。

入学試験別区分	募集定員
総合選抜型入試	10名
学校推薦型選抜入試	35名
一般選抜入試	30名
大学入学共通テスト利用入試	3名
特別入試（社会人・帰国生徒）	2名

5. 入学前教育の導入

大学教育は、高等学校での学習内容の理解を前提としているため、本学部では入学者の学力レベルの把握、基礎学力の強化および大学教育へのスムーズな移行のために入学前教育を実施し、入学試験で数学および理科を選択しなかった学生も含めて入学後の学修に必要な数学および理科の学力をあらかじめ担保し、強化の指導を行う。

具体的な実施方法

- ア. 看護学部が開講する授業を履修する上で必要と考えられる数学および理科の 2 科目に関する入学前のワークブックを入学予定者全員に必須課題として配布。
- イ. 大学共通科目の「成蹊基礎演習 I」で回収し、当該授業担当教員がアドバイザー教員として入学者の基礎学力を把握するとともに強化のための指導を行う。

⑨ 教職員組織の編成の考え方及び特色

1. 基本的な考え方と特色

大阪成蹊大学看護学部看護学科（仮称）では、科学的知識と看護実践に必要な基本的技術を育成し、高い倫理観を持ち、地域の多様な人々の生活と健康について考え、地域包括ケアシステムの一翼を担うために多職種連携の重要性を理解した看護人材を養成したいと考える。その教育課程の編成を実現するために、看護学部の専門分野の専任教員は、すべて実務経験を持ち臨床経験の豊かな専任教員（教授、准教授、専任講師、助教）28 名を配置する。本学の大学共通科目 20 単位、専門科目（基礎分野）の 25 単位は各科目の専門の教授歴を持つ兼任講師と兼任講師を配置した。本学部カリキュラムの特徴である「地域健康探索論 I・II」や、「地域包括ケア論」と「多職種連携チームケア論」も専任教員が中心となって教授する教員配置となっている。

研究分野は、「基礎看護学分野」、「成人看護学分野」、「老年看護学および地域在宅看護学分野」、「精神看護学分野」、「母性看護学分野」、「小児看護学分野」「公衆衛生看護学分野」の各専門領域である。看護学の教授を中心に全ての教員が専門分野の研究実績を持ち、教授、准教授、講師及び助教の教員の多くは専門領域の学位（博士・修士）を持ち、現在も研究を継続しており、以下の通り看護学のエビデンスを築くための研究を実施する教員で組織されている。

「基礎看護学分野」4 名：教授 1 名、講師 2 名、助教 1 名

「成人看護学分野」6 名：教授 1 名、講師 3 名、助教 2 名

「老年看護学および地域在宅看護学分野」5 名：教授 2 名、講師 1 名、助教 2 名

「精神看護学分野」3 名：教授 1 名、准教授 1 名、助教 1 名

「母性看護学分野」3 名：教授 1 名、講師 1 名、助教 1 名

「小児看護学分野」3 名：准教授 1 名 講師 1 名 助教 1 名

「公衆衛生看護学分野」4 名：教授 1 名、講師 1 名、助教 2 名

2. 専任教員の職位及び年齢構成等

「看護学部看護学科（仮称）」に配置する教員の職位は、教授7名、准教授2名、専任講師9名、助教10名、計28名である。専任教員のうち、博士号取得者8名、修士号取得者20名である。各専門領域における科目担当者と非常勤講師ともに、その専門分野の業績に応じて配置している。年齢構成は、ベテランから若手までバランスの取れた配置とした。各教員とも研究領域での実績を重ねている。また、講師及び助教の若手教員の多くは専門研究領域の修士号を持ち、博士後期課程における研究を続けている。

本学の「定年規程」（資料38）では、専任教員の定年を満65歳としているが、本学「特別招聘教員就業規則」により完成年度まで定年延長が可能としている（資料39）。教員組織の年齢構成については、完成年度である令和9（2027）年3月時点における専任教員の年齢分布は、70歳代2名、60歳代9名、50歳代8名、40歳代5名、30歳代4名、平均年齢54.7歳となっており、専門領域ごとに年齢構成に配慮し、バランス良く配置した。完成年度までに定年を迎える専任教員に対しては、本学「特別招聘教員就業規則」を準用し、看護学部完成年度まで定年を延長する（資料39）。ちなみに専任教員28名中、完成年度までに満65歳の定年を迎える者は5名である。なお完成年度後の専任教員の採用については、採用計画に基づき本学ホームページで公募、また他大学や研究機関等にも募集を依頼する等広範囲から人材を募集し、選考のうえ採用することとしている。

看護学部開設年次には全ての専任教員の就任を予定しており、開設時からの看護学部教育は滞りなく実施できると考える。そのため開設前年度には、第1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」はじめ実習に関する調整や初年次開講科目の準備等、第一期生の受け入れのため5名の専任教員が開設前年度に就任し開学の準備を行う。また、第2年次の「基礎看護学実習Ⅱ」と第3年次の各専門領域の臨地実習の準備は、開設年度に就任する各領域の担当教授が調整する等、実習開始年度まで十分な準備期間を確保し充実した実習が行えるよう配慮する。

3. 研究体制

本学は、1週間のうち1日を研究日としており、自らの研究や大学院での研修等への活用が認められている。全教員および特に助教や講師の若手教員は研究日を活用して学位の取得や研究業績を促進する体制をとっている。また、定期的にFDを開催し、研究倫理を中心とした学修と研究実施への動機づけを行う。各領域の責任者である教授は、若手教員への研究費助成の作成指導を行うとともに、全教員が「科学研究費補助金」の申請を行うことを勧奨している。他学部や他大学、多組織との連携による共同研究を推進することによって、より多様な研究課題や新たな研究手法の広がりを図る。また、実習病院や地域との連携を深めていくことによって、実践への示唆を得る看護研究を探求する。

⑩施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、大阪府大阪市の都心である「大阪梅田駅」から阪急電鉄京都線で14分の「相川駅」徒歩約2分の好立地にあり、JR 京都線「吹田駅」や OsakaMetro 今里筋線「井高野駅」からもスクールバスで10分以内で近辺に到着することができるなど、大阪府、京都府、兵庫県からの交通が至便な位置に所在する。校地の面積は、合計で60,370.15 m²であり、本館、中央館、北館、西館、図書館棟、第1・2体育館などを擁する校地16,320.55 m²、新棟を建設する近接の校地9,857.51 m²、南館校地3,181.87 m²、東館校地1,375.79 m²、グローバル館校地1,263.00 m²、美術アトリエ棟校地1,374.58 m²、第2グラウンド9,613.20 m²、第3グラウンド2,506.00 m²、第3体育館校地1,312.48 m²、多目的グラウンド(大津市北比良)4,175.17 m²、セミナーハウス(大津市和邇)9,460.00 m²である。このうち、多目的グラウンド、セミナーハウスを除く施設・設備は全て近接しており一体的な運営を行うこととしている。また、北館の南側にはサンパティオと呼ぶ芝生の憩いの場や西館の前面にテラスを設け、学生同士が談笑できるスペース(約2,500 m²)を用意している。

なお本学は併設の大阪成蹊短期大学と校地等を共用しているが、大学、短期大学それぞれに必要な基準校地面積48,680 m²(大学37,800 m²、短期大学が10,800 m²)に対して60,370.15 m²あり、大学設置基準上必要となる校地面積を十分に満たすものである。

新設する看護学部においては、既存校地に近接する新校地に建設の新棟を使用するが、新棟の前面には約2,000 m²の開放的な休息・交流エリアを整備するとともに、8階に学生ホールを設け、学生の自習や休息・交流のためのスペースを十分に設けている。また、運動場の代替として、校舎から至近にある第3体育館を使用する。メインアリーナとサブアリーナの2面と、トレーニングルーム、スタジオを有し、新設学部の教養科目で予定するバスケットボール、バドミントン、バレーボール、卓球、アルティメット、ヨガなどの様々な運動や課外活動等を可能としており教育上支障は生じない。

2. 校舎等施設の整備計画

新たに建設の新棟では、様々な授業形態・授業規模に対応する教室とアクティブラーニング型授業を実現するための可動式の机・椅子等の機器・備品等を備えている。学部の専用となる教室には、演習室が4室、講義室が2室(42人講義室を2部屋)、実習室6室があり、実習室は基礎看護学、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、小児看護学、母性看護学までの各看護領域の演習および実習に対応した機器やシミュレーターを整備する。このほか、1階には、データサイエンス学部との共用で使用する450人収容可能な大講義室と、90人収容の講義室、48人収容の講義室が各1室ある。さらに、2階をデータサイエンス学部との共用で使用することとし、132人収容の講義室2室、88人収容の情報教室2室、演習室2室、学長室1室、自習スペース等を設ける。このように、教育研究活動の目的や規模に応じて柔軟に利用することができる施設設計としている。なお教養科目

を中心とする大学共通科目等を含むすべての科目を新棟で開講することとしているが、同時に開設を予定するデータサイエンス学部と併せた教室等の利用状況を明らかにした時間割案は別添資料のとおりである（資料 40-1）。新棟の 1 階から 8 階の各教室等ごとに、完成年度における前期・後期の各曜日・時限ごとの使用計画を明らかにしており、全ての授業科目を適切に開講できることがわかる。また、全ての大学共通科目を学部別に開講とした場合の当該時間割案を基にした各教室等の稼働率は、別添資料のとおりであり、いずれの教室等も適切な稼働率となることが見込まれている（資料 40-2）。さらに、他学部等と共用する第 3 体育館において、「スポーツ演習」の開講を計画しているが、完成年度における第 3 体育館の利用状況を明らかにした時間割案は別添資料のとおりであり、5 限以降の時間帯は課外活動で利用できるようにした上で適切に授業を開講できることがわかる（資料 40-3）。以上のとおり、いずれの施設・設備においても具体的な利用予定から教育研究上の支障がないことが明らかとなっている。

研究環境のうち、教員の研究室は、新校舎の 7 階に教育研究上十分な広さを確保した研究室を設けている。また、各研究室が囲むように演習室を設けることにより、卒業研究およびその他演習を進めていく上での、丁寧な研究指導・コミュニケーションを可能としている。その他、新校舎の 1 階には、データサイエンス学部・看護学部共用の図書館分室、および 8 階に学生ホール（484.02 m²・337 席）を設け、学生の学修及び休息・交流のためのスペースを十分に設けている。なお、学生ホールでは、昼食時の 2～3 時間食事の提供も行う。

また、新棟には、各種委員会や打ち合わせ等に用いる会議室、学長室、学生支援に必要な機能・役割を十分に備える事務室、保健室、学生相談室、来客用の応接室、非常勤講師の控え室、備品等の保管に必要な倉庫などを適切に備えている。

令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度にかけて、本学では、教室や研究室、食堂等、キャンパス全館に Wi-Fi 設備を導入するとともに、教員一人ひとりに Zoom アカウントを配布した。令和 3(2021)年度入学生からは学生に一人一台 PC の保有を推奨しており、BYOD (Bring your own device) による演習授業やハイブリッド授業などをより効果的に展開するための教育環境を整えているところである。令和 2(2020)年度には、従来より備えている学生への貸し出し用タブレット 500 台に加えて、新たにノートパソコン 500 台を配備し、貸与・サポートする体制を整えた。新棟においても、全館に Wi-Fi 設備を導入する。

以上の考え方に基づき整備する新棟の施設・設備について、完成年度における教室等の利用状況は別添資料のとおりであり、各科目の授業内容に応じて適切な教室配当を可能にしており、施設・設備の利用予定からも支障はない（資料 40-1、40-2、40-3）。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書館閲覧室、閲覧席数、情報検索方法等

図書館棟 4、5 階及び地下 1 階の図書館の面積は 1,730.14 m²で閲覧席数 180 席（AV・PC ブース 27 席、グループ閲覧席 114 席、1 人用キャレル 16 席、ブラウジング 20 席、スタン

ドアロン PC2 席、マイクロフィルム閲覧用 PC1 席)、収納可能冊数 320,000 冊となっている。また、新棟の 1 階にも図書館分室を設け、面積は 181.76 m²、閲覧席数 59 席、収納可能冊数 9,960 冊としている。令和 4 (2022) 年 2 月 1 日現在、大学全体で図書 318,656 冊、学術雑誌 18,239 種を有しており、その他視聴覚資料等がある。また、図書館ネットワーク整備の一環として図書館システム「E-CatsLibrary」を導入しており、利用者が、オンライン蔵書目録 WebOPAC により、図書館内外から迅速な蔵書検索が行える環境を整備している。NACSIS-CAT/ILL (目録所在情報サービス) にも参加しており、総合目録データベースの構築と他大学との相互協力を行っている。館内に設置している PC はすべて学内 LAN に接続しており、常設のデスクトップ PC は勿論のこと、館内の限られたスペースを有効活用すべく、ワイヤレス LAN 環境を整え、学内 LAN に接続可能なノート PC にて情報検索等を行える環境も整備し、新棟の図書館分室にはノート PC30 台も配備する。開館時間については利用者のニーズを考慮し、授業期間中については平日 8 時 50 分から 20 時まで、土曜日は 8 時 50 分から 17 時までとしている。また、授業のない夏期休業、冬期休業などの休業期間中は平日 8 時 50 分から 18 時 30 分までとし、土曜日は休館としている。

(2) 図書・資料の整備

本学部では、既に全学共用の図書館に所蔵されている約 32 万冊 (内、電子書籍 808 冊) の蔵書に加えて、看護系、医学系を中心に、入門書から応用的なもの、理論から実践的なものまで幅広く網羅し、教育研究活動に資するよう整備する。内容としては、基礎看護学、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、小児看護学、母性看護学の各分野に加え、キャリアプランニング、看護管理など、学生が専門職としての将来を意識できるような図書を揃えている。これらに生理機能、人体の構造など基礎医学分野の書籍を加え、国内図書 3,677 冊 (うち電子書籍 1,271 冊)、外国書 100 冊を整備する。学術雑誌は看護分野の内国雑誌 18 誌を配架し、外国雑誌は電子ジャーナルで 8 タイトルを整備する。

なお、開設以降も毎年一定の図書購入により充実を図る。(資料 41)

(3) デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備計画

近年の学術研究にあっては情報の速報性が特に重要な条件であると考えており、電子ジャーナル及びデータベースを導入し、キャンパス内のどこからでも、学術雑誌やデータベースを利用することを可能にしている。現在、電子ジャーナルは、個別タイトル契約、およびデータベース ACM Digital Library、Academic OneFire、Education Collection にて、17,421 タイトルの電子ジャーナルのフルテキストを閲覧することが可能である。デジタルデータベースは、図書館内に限らず、学内 LAN に接続しているパソコンであればどこからでも利用可能なものとして、新聞・雑誌記事アーカイブ「聞蔵Ⅱビジュアル」「日経テレコン」「官報情報検索サービス」、オンライン辞書・事典検索「JapanKnowledge Lib」を利用可能とする。

なお、「看護学部看護学科(仮称)」では、「Clinical Nursing Research」や「Evidence-Based Nursing」など7タイトルの外国雑誌を電子ジャーナルで新規購読し、また、医療系・看護系のデータベース「医中誌 Web」、「CINAHL」を導入して、国内外の看護系電子ジャーナルやデータベースを利用できる環境を整える。

(4) 他の大学図書館等との協力

他大学の図書館との協力等については、私立大学図書館協会の西地区部会阪神地区協議会に所属し、他大学の図書館と、相互利用や、総会、研究会・研修会を通じ、連携を密にするとともに研修・情報交換を活発に行っている。

⑪ 管理運営

教学面の管理運営は、学長のガバナンスの下、大学評議会及び大学教授会を中心に行う。大学評議会は必要に応じて適宜開催しており、大学教授会は月1回の開催(毎月第3木曜日開催)を原則とするほか、臨時に開催することもある。具体的な審議事項及び委員の構成は以下のとおりである。

1. 大学評議会

以下、大阪成蹊大学評議会規程より抜粋(資料42)

(審議事項)

第2条 評議会は、学長の諮問に応じ次の各号に掲げる教育研究に関する重要事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関すること。
- (2) 学生の身分に関すること。
- (3) 学部その他の機関の連絡調整に関すること。
- (4) その他の重要事項

(組織)

第3条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長推薦による理事会選出理事 2名
- (3) 副学長
- (4) 研究科長
- (5) 学部長
- (5) 学長が指名した教員 若干名
- (6) 総務本部長

2. 教授会

以下、大阪成蹊大学教授会規程より抜粋（資料 43）

（組織）

第 2 条 教授会は、学部長及び専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、当該学部長が必要と認めたときは、准教授その他の教員を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べるものとする。

- （1）学部学生の入学及び卒業に関すること。
- （2）学部学生の学位の授与に関すること。
- （3）その他学部の教育研究に関する重要な事項

3. その他の委員会等

学部運営を円滑にするため、教授会に各種委員会を設置している。専任教員は最低 1 つの委員会に所属し、諸案件の審議検討、報告、連絡を行っている。各種委員会は以下のとおりであり、看護学部においても同様の委員会体制とする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| （1）運営協議会 | 教授会、教員会議の案件の整理と審議検討 |
| （2）FD 委員会 | 学部教育改善に関わる案件の審議検討 |
| （3）教務委員会 | 学籍に関する案件及び教育課程に関する案件の審議検討 |
| （4）学生委員会 | 厚生補導等に関する案件の審議検討 |
| （5）学生支援委員会 | 学修支援等に関する案件の審議検討 |
| （6）留学生委員会 | 留学生の厚生等に関する案件の審議検討 |
| （7）就職委員会 | 就職、進路指導に関する案件の審議検討 |
| （8）入試委員会 | 入学試験に関する案件の審議検討 |
| （9）自己点検委員会 | 自己点検評価に関する案件の審議検討 |
| （10）キャリア教育委員会 | キャリア支援に関する案件の審議検討 |
| （11）初年次教育委員会 | 初年次教育に関する案件の審議検討 |
| （12）高大連携委員会 | 高大連携に関する案件の審議検討 |

⑫自己点検・評価

1. 大阪成蹊大学自己点検評価委員会

本学における自己点検・評価の実施体制は、自己点検評価委員会が中心となり、定期的に自己点検・評価活動を行っている。自己点検評価委員会の構成は以下である（資料 44）。

- （1）学長

- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 学部長から推薦された者 若干名
- (6) 総務部、入試事務部、教務部、学生部、就職部、教育研究支援部の長
- (7) その他、学長が指名する者 若干名

本学の自己点検評価委員会は、事務部門の職員からも委員が選出され、教職協働で自己点検評価に取り組むこととしている。また、学生評価委員を設けるなどして、学生目線での点検機会を設けている。なお、平成 29(2017)年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 30(2018)年 3 月 6 日付で『日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている』ものと認定された。

2. 大阪成蹊大学運営諮問会議

本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画等に関する重要事項および自己点検・評価、その他大学の運営に関する重要事項等について、総長の諮問に応じて審識し、及び総長に対して助言を行うことを目的とした運営協議会を設置している。平成 28(2016)年度より学外の有識者の方々から様々な知見を頂戴し、より適切な大学運営となるよう自己点検・評価の精度を高めている。なお運営諮問会議は、本学教職員以外の者で、次に掲げる者のうちから、総長により選考された 12 人以内の委員で組織することとしている（資料 45）。

- (1) 産業界、地方自治体等の有識者
- (2) 本学の所在する地域の関係者
- (3) 大学関係その他の教育研究機関の職員
- (4) その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者

自己点検評価結果は、自己点検評価報告書にまとめ、学生、教員及び職員に周知するとともに、大学ホームページへの掲載等により、広く外部に公表する。また、教職員は、点検評価結果をもとに、それぞれの立場から、課題を明確にして改善に取り組む。さらに、点検評価結果は、以後策定する事業計画等において達成すべき目標を設定する際に活用するとともに、研修等においても取り上げるなどして、授業や業務の改善に努めることとしている。

⑬ 情報の公表

本学では、教育研究活動等の状況をホームページ等で公表し、学内外の関係者に広く周知して説明責任を果たすようにしている。下記に記載の項目を中心に、適切な情報の発信に努めている。（大学ホームページ TOP ページ URL：<https://univ.osaka-seikei.jp>）

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

学則をホームページで公表すると共に、建学の精神「桃李不言下自成蹊」及び行動指針「忠恕」について掲載している（TOP>大学紹介>建学の精神）。また、建学の精神及び行動指針については、学校案内への記載はもとより、新入生及びその保護者に対して説明資料を配布し周知を図っている。さらに各学部の教育目的を各学部ページで公表するとともに、学生に配布する履修ガイドに全文を掲載している（TOP>大学紹介>教育研究上の目的と 3つのポリシー）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/spirit/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

2. 教育研究上の基本組織に関すること

学部、学科等教育研究の基本組織とその目的について、ホームページに公表し、学内外に広く周知している（TOP>大学紹介>組織図）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/organization/>

3. 教員組織、教員の数並びに各教員の有する学位及び業績に関すること

教員数データとして、専任教員数、職位、年齢構成、専任教員と非常勤講師の比率、教員一人あたりの学生数等をホームページで公表し、学内外に広く周知している（TOP>情報公開>教員数データ（専任教員数、専任教員と非常勤教員の比率、教員一人当たりの学生数））。また、ホームページにおいて、各教員の学位や業績等を公開している（TOP>大学紹介>教員紹介）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/teacher/>

4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針（TOP>大学紹介>教育研究上の目的と 3つのポリシー）及び入学定員、収容定員、在学者数、卒業者数（TOP>情報公開>学生数データ（定員数、現員数、社会人学生数、卒業者数）、進路状況・就職実績（TOP>就職・キャリア>就職実績）（TOP>情報公開>就職関連データ）等をホームページに公表している。併せて、学生募集要項や大学案内にも適宜掲載し、オープンキャンパスや入試説明会、高校訪問等を通じて広く学外に配付・公表している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/policy/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/career/results/>

5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

シラバスをホームページに掲載し、各科目の授業概要、養うべき力と到達目標、授業方法、課題や取り組みに対する評価・振り返り、授業計画、成績評価、使用教科書、参考文献、履修上の注意、授業外での質問の方法（オフィスアワー）等について学内外に広く公表している（TOP>学部・大学院>シラバス）。また、履修ガイドを発行し、教育課程や履修等の方法、年間の授業の計画等について学生・教職員に周知している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/syllabus/>

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

ホームページで公表する 3 つのポリシーや学則に基本的な方針を記載するとともに、履修ガイドに各学部の卒業要件や成績評価基準を掲載し、履修ガイダンスにおいて学生に周知している（TOP>在学生の方>履修ガイド）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/students/>

7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスの概要、校地・校舎等の施設及び設備、修学に係る施設、進路選択に係る施設、心身の健康に係る施設その他についてホームページに公表している（TOP>大学紹介>キャンパスマップ）（TOP>キャンパスライフ・学生支援>学生向け施設紹介）。また、学生便覧を発行し、図書館の利用案内、情報機器施設等の利用案内を掲載し、オリエンテーションで学生に周知している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/introduction/campus/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/life/facility/>

8. 授業料、入学料その他、大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料及び教育充実費、学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）その他大学が徴収する費用についてホームページに公表している（TOP>学部・大学院>学部ページ>学費・入学金等について）。また、学生募集要項を発行し、入学検定料、授業料、入学料及び教育充実費等の大学が徴収する費用について周知している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/department/>

9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援についてホームページに公表し、学生及び学外者に周知している（TOP>キャンパスライフ・学生支援>学生相談）（TOP>キャンパスライフ・学生支援>学生向け施設紹介）。学生の健康診断・健康相談を保健センターで実施し、臨床心理士によるカウンセリングも実施している。各支援等については学生便覧にも掲載しオリエンテーションにおいて学生に周知している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/life/consultation/>

<https://univ.osaka-seikei.jp/life/facility/>

10. その他

(1) 学則等各種規程

学則をホームページ及び学生便覧に掲載し公表している（TOP>情報公開>学則）。履修規程は履修ガイドに掲載し学生に周知している。その他、学生生活規程、学生表彰規程、奨学金規程、図書館利用規程、学生会会則等を学生便覧に掲載し学生に周知している。

<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

(2) 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

大阪成蹊大学設置認可申請書をはじめ、各学部等の設置認可申請書や届出書類、履行状況報告書等をホームページにて適切に公表している（TOP>情報公開>設置認可等申請及び履行状況報告書について）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

(3) 自己点検評価・認証評価

過年度の自己点検・評価報告書および認証評価結果はホームページにて適切に公表している（TOP>情報公開>自己点検評価・認証評価）。

<https://univ.osaka-seikei.jp/disclosure/>

⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に実施に関する計画

授業内容の改善をはじめとする教育力の向上は、大学の最も基本的な課題であるとの認識から、教育内容の改善に取り組む組織として、学部ごとにFD委員会を設置し、定期的な教員研修会の開催等を実施している。また、平成26(2014)年度より全学的な教学課題への対応を図るため、総長、学長を筆頭に学部長、学科長等をメンバーとした教学強化推進会議（現教学改革会議）を毎月開催し、教育課程、授業方法、授業評価の3項目に関して審議検討してきた。平成27(2015)年度以降は、高等教育研究所を立ち上げるとともに、同じく総長、学長を筆頭とした教学改革会議を中心にして、全学的な教育改革を遂行している。教学改革会議においては、現在19におよぶ教学改革プロジェクトを立ち上げているが、令和5(2023)年度以降も継続して全学的な教学改革を進めるとともに、各プロジェクトの改革の推進に要する組織的な研修を、引き続きFD委員会と各プロジェクトが連携して開催する予定である（資料1、資料46）。

2. 大学職員に必要な知識・技能の修得と、必要な能力及び資質を向上させる研修等

本学では、全学 SD 研修会の開催や、高等教育政策を担当する文部科学省職員等による研修会の開催などのほか、所属する部署ごとに専門性を修得する部署別研修を実施し、大学職員に必要な高等教育政策、大学運営等に関する基本的な知識・技能の修得や、本学の教育改革の取組みに対する理解の深化、部署別の専門性の強化に対して、組織的な取組みを実施しており、令和 5(2023)年度以降も継続して全学的な SD の推進に取り組んでいく予定である。

⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組み

本学部では、大学共通科目、専門科目、臨地実習等の様々な科目による PBL 等を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導を継続的に行っていく。大学共通科目のなかで、社会人に求められる考え方や態度、行動につき考える機会を設ける。また、入学から卒業まで、全ての学期において、専門演習科目を設定しているが、そうした継続した学生とのかかわりの中でも、適宜キャリアに関する考え方や社会人に必要な力を身につけていくように指導する。さらに、3・4 年次の臨地実習を通して職業意識の醸成と社会人としての意識の向上を図る。また、正課内外を通じて、国家試験合格を支援する。

以上の科目を中心として、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を確実に身につけられるようにするほか、PBL やアクティブラーニングの手法を積極的に用いて、社会的・職業的自立のために必要な能力を養っていく。

2. 教育課程外の取組み

平成 28(2016)年度よりラーニングコモンズを設置し、授業時間外における自主学習を促進するとともに、近年では公務員 Pass プログラムやキャリア基礎講座などを開講して正課外でのキャリアに関する学習プログラムを充実している。このほか、就業意識を養う就職ガイダンスや学内企業セミナーの開催、個別のキャリア・カウンセリングや模擬面接の実施、就職に関する情報の個別提供等を精力的に行うことによって、学生の人間形成とキャリア形成の両面を支える。

3. 適切な体制の整備

社会的・職業的自立に関する支援を行う「就職部」「教育研究支援センター」「ラーニングコモンズセンター」等との緊密な連携をもとに、学生の社会的・職業的な自立に必要な能力の養成に努めていく。教育研究支援センターでは資格取得の講習会等の実施を担当する。また、就職部の系統的かつ横断的な就活サポート体制に加え、ゼミ担当教員がアドバイザーとして教育課程内・外の取組みに際して手厚い個別相談対応及び指導を行う体制をとり、学生一人ひとりの適性を見極めてその適性に応じた親身な指導を行う。その目

的は生涯を通じた持続的な就業力の養成にあり、学生の豊かな人間形成とキャリア設計に貢献する。